

平成24年9月

中札内村議会定例会会議録

平成23年9月11日（火曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
4番	笠松直君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（1名）

3番 知本正幸君

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	高桑浩君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	阿部雅行君	施設課長	長澤則明君
総務課長補佐	中道真也君	住民課長補佐	渡部浩樹君
福祉課長補佐	岩崎孝哉君	福祉課長	成沢雄治君
産業課長補佐	高島啓至君	保育所長	

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 上松丈夫君 教育次長 大和田貢一君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長 兼務 事務局次長 渡部浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 片山勇一郎君 書記 深田三恵君

◎議事日程

日程第 1	認定第 1 号	平成 23 年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 2 号	平成 23 年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	認定第 3 号	平成 23 年度中札内村介護保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 4 号	平成 23 年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 5 号	平成 23 年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 6 号	平成 23 年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

再開 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年9月中札内村議会定例会を再開をいたします。

ここで報告をいたします。

本日は平成23年度中札内村各会計歳入歳出決算認定の審議が行われますので、議会選出の監査委員であります知本議員は審議の間は出席されません。

報告を終わります。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

ただちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号 平成23年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 認定第2号 平成23年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第3号 平成23年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第4号 平成23年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第5号 平成23年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第6号 平成23年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（高橋和雄君） 審査事件は、9月6日の本会議において提案されました認定第1号から認定第6号までの平成23年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての6件です。

提出者からの提案理由の説明は終わっておりますので、各会計決算書の概要について、簡略に補足説明を求めます。

はじめに、一般会計について、高桑総務課長、お願いをいたします。

○総務課長（高桑浩君） それでは、一般会計の決算概要についてご説明申し上げます。

黒ナンバー14番の決算資料をお手元にご用意願います。

はじめに、1ページをお開きください。

第1表は、平成23年度の各会計別決算状況を示しております。

上段の一般会計ですが、一番右の列の予算現額に対する決算額の割合は歳入で84.9パーセント、歳出で81.6パーセントですが、翌年度に収入を繰り越す分を除きますと、歳入は101.8パーセント、歳出は98.1パーセントの執行率になります。実質収支額は、1億4,446万円余りとなっております。

以下、国保、介護、後期高齢者、簡易水道、下水道の各特別会計及び総合計を記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

なお、一般会計では7,300万円を、国保会計では5,100万円を、簡易水道では110万円を翌年度に繰り越さず、それぞれ基金に積み立てることにしております。

次に、4ページの第2表、一般会計の歳入決算額の款別内訳の表ですが、村税については、調定額に対する割合である徴収率が96.9パーセントで、0.1パーセントの増加となっております。

なお、収入未済額ですが、村税のほか分担金・負担金で常設保育所負担金。

使用料・手数料で村営住宅使用料、村営住宅排水処理施設使用料。

諸収入では過年度の保育所負担金、村営住宅使用料、へき地保育所手数料等で、合計で2,438万円ほどとなっております。

5ページの第3表は、村税決算額ですが、村税を課目別に決算額で載せております。

その下のグラフは、村税の収入済額と徴収率の5年間の推移を表したものでございます。

次に、6ページの、第4表、一般会計収支の状況を前年度と比較して表しております。

次に、その下段、第5表は、村税や地方交付税など一般財源の前年度との比較表でございます。

村税は前年に比べ、固定資産税・たばこ税が増加したものの、個人村民税・法人村民税あわせて6,200万円あまりが減少したことにより、前年比5,225万円の減少でしたが、地方交付税が1億900万円余り増加したことにより、一般財源合計では、1億4,200万円ほど増加しております。

次に、7ページの、第6表ですが、歳入を村税などの自主財源と、地方交付税や国・道支出金などの依存財源に分けて、3カ年分を比較しております。

また、その下の第7表は、自主財源と依存財源の推移で、左の表は、数値の推移を記載し、右にはグラフで示しております。

次に、8ページの第8表ですが、目的別に支出済額と翌年度繰越額、不用額を示しております。

翌年度繰越額を除いた不用額は7,400万円余りとなっております。

翌年度の繰越額の内訳ですが、中札内村農協のえだまめの冷凍冷蔵保管庫建設に係る強い農業づくり交付金事業が6億6,618万1,000円、暗渠排水を整備する農業体質強化基盤整備促進事業が9,240万円、農業体質強化基盤整備推進事業札内川右岸地区1,600万1,000円となっております。

次に、その下段の第9表ですが、目的別に歳出決算額を前年度と比較しております。

増減額の大きな部分としまして、総務費で1億3,000万円ほどの増加は、備荒資金組合納付金の増によるものでございます。

次に、民生費で6,600万円余り増加しているのは、中札内保育所改築事業設計委託業務やポロシリ福祉会施設改修補助金等によるものでございます。

次に、衛生費で1億900万円余り減少しているのは、平成22年度に保健センター改修事業があったことによるものです。

次に、農林業費で9,500万円ほど増加しているのは、先進的営農活動支援交付金や強い農業づくり交付金事業、道営農道整備特別対策事業によるものであります。

次に、教育費で7,100万円余り増加しているのは、教員住宅建設工事、札内川総合運動公園整備事業等によるものであります。

次に、交際費で1億1,100万円余り減少しているのは、平成9年度の文化創造センター建設事業で借り入れした地域総合整備事業債の償還が22年度で終了したことによる

ものです。

次に、9ページの第10表は、歳出の性質別に決算額を前年度と対比したものでありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、10ページでは、歳出決算額を目的別と性質別に円グラフで表したものであります。

次に、11ページは、バランスシートであります。総務省の報告に準じて、一般会計について作成しております。

内容の説明は省略しますが、村民一人当たりの試算では、試算は表の左、借方の下段、合計約146億円でして、村民一人当たりに換算しますと、361万円になります。

負債は貸方の表の中段下、約44億円で、村民一人当たりにしますと、108万円となっており、前年度と比べて資産は5万円の減少、負債は1万円の減少となっております。

次に、12ページの基金の残高調書ですが、会計別、課目別の基金ごとに明細を記載しております。

調書の右の列に、23年度末現在高を記載していますが、最上段の一般会計の基金残高は、約34億1,600万円で、前年度から9,300万円余り増加しております。

主な積み立てですが、財政調整基金に1億3,500万円、一番下段の備荒資金組合納付金の超過納付金に1億8,000万円を積んでおります。

次に、13ページ、地方債の現在高調書ですが、22年度末現在高に23年度中に借入れた額を加え、償還した元金を差し引いた額が23年度末現在高で、合計38億5,000万円余りとなっており、前年度から300万円ほど増加しております。

次に、14ページから20ページまでは、負担金補助金等支出内訳書を載せております。

これは負担金・補助金・交付金の支出内訳を予算課目ごとに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、21ページから61ページまでは、各課からの資料を載せてありますので、それぞれご覧いただきたいと思います。

以上で、一般会計の決算概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、国保会計、それから後期高齢者会計について、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、国民健康保険特別会計の決算状況について説明をさせていただきます。

同じ資料で、黒ナンバー14番、決算資料の62ページをお開きください。

歳入から説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税は、23年度に限度額の引き上げをしたこと。

また、所得の増などにより前年比700万円ほど増加し、1億3,950万8,170円となっており、調定額に対する収入済額の割合である収納率は、96.5パーセントで、不納欠損額は9,400円、収入未済額は509万2,995円となっております。

2款国庫支出金は、一般被保険者の医療費等に対する補助である療養給付費等負担金の減少により前年比2,130万円減の1億759万8,906円。

次に、その下段、退職被保険者に係る各被用者保険組織からの拠出金を財源として交付される3款療養給付費交付金は、前年比1,420万円増の2,788万9,327円。

65歳から74歳までの前期高齢者の保険加入率により交付される4款前期高齢者交付金については、前年比で3,330万円増の1億987万333円。

5款道支出金は、財政調整交付金の増加により、前年比1,100万円増の3,765万8,721円となっております。

6款医療費の審査、支払等を行っている国保連合会から交付される共同事業交付金は、前年対比1,900万円減の4,314万7,811円となっております。

8款繰入金は、財源補填を含む一般会計繰入金、国保基金からの繰入金がそれぞれ減少し、1,320万円減の8,324万6,714円となっており、歳入総額は前年に対して290万円増の5億6,039万6,735円となっております。

次に、63ページです。

歳出ですが、1款総務費は、22年度に電算システムの改修があったことから、260万円減の281万5,121円。

2款保険給付費は、前年に対して3,745万円減の3億1,866万9,171円となっており、内訳では、一般被保険者の療養給付費が3,900万円の減、退職被保険者の療養給付費が830万円の増となっております。

歳出合計は、前年に対して2,490万円減の4億9,306万2,426円となっており、歳入歳出の差引残額は、6,733万4,309円となり、そのうち5,100万円を国民健康保険事業基金に積み立て、残り1,633万4,309円を24年度会計に繰越しようとするものであります。

64ページに、総医療費、保険者数など、医療費の動向を記載しておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明させていただきます。

67ページをお開きください。

歳入の決算状況ですが、1款後期高齢者医療保険料は、前年比240万円増の、3,585万5,200円となっており、調定額に対する収入済額の割合である収納率は99.8パーセントで5万7,300円が未収となっております。

歳入合計は、前年比220万円増の4,939万7,355円となっております。

次に、歳出の主なものですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年比230万円増の、4,661万9,354円で、歳出合計は、前年比260万円増の4,886万7,583円、歳入歳出の差引額は、52万9,772円となり、次年度の繰越金となっております。

68ページに、療養の給付状況について記載しておりますので参考にしていただきたいと思います。

以上で、2特別会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、介護保険会計について、岡田福祉課長、お願いをいたします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、介護保険会計の決算状況について説明させていただきます。

同じ資料の、65ページをお開きいただきたいと思います。

歳入ですが、1款介護保険料は、3,412万1,650円の収入済額となり、横に一つ飛びまして、48万1,730円が未収となっております。

次に、3款国庫支出金から5款支払基金については、次の66ページの保険給付費の見込みを基準といたしまして、ルールによりそれぞれ収入済額となっております。

7款繰入金は、4,953万8,825円となっております。

歳入合計では、2億1,878万1,151円となっております。

次に、歳出ですが、2款保険給付費は、1億8,378万2,637円となっており、前年に比しまして406万円余りの増となっております。その内訳につきましては、次のページの保険給付費の内訳にその詳細が記されておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

歳出合計では、2億601万5,961円となっております。

歳入歳出の差引額は、1,276万190円となり、次年度への繰越金となっております。

以上で、介護保険特別会計の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、簡水会計と下水道会計について、長澤施設課長、おねがいたします。

○施設課長（長澤則明君） それでは、簡易水道事業特別会計の決算概要をご説明いたします。

同じく資料の69ページをお開きください。

1番目の施設及び業務概況に関する調べですが、右の項目上段、1立方メートル当たりの給水原価が183円44銭に対し、供給単価が230円60銭となっており、供給単価が給水単価を46円72銭上回っている状況です。

続きまして、70ページをお開きください。

中段の目的別歳入決算額調べでは、2款の使用料及び手数料の収入済額は9,686万円で、歳入の51.5パーセントとなっております。

次に、71ページ、用途別水道使用水量及び給水戸数ですが、1戸当たりの月平均使用料は、家事用で12.4立方メートル、業務用で38.6立方メートル、大口用で583.7立方メートルとなっております。

次に、72ページをお開きください。

性質別歳出決算額の前年対比ですが、総額は普通建設事業費等の増加により、前年対比約4,639万8,000円増えておりますので、比較してご参照いただきたいと思います。

なお、平成23年度末の基金残高は、9,961万2,000円となっております。

続きまして、公共下水道事業特別会計についてご説明いたします。

73ページをお開きください。

施設及び業務概要に関する調べです。

右の項目の上段、1立方メートルの下水原価が397円55銭に対し、使用単価は169円22銭となっており、公債費の元利償還金が下水原価の高い要因となっております。

次に、74ページをお開きください。

中段、歳入決算額調べでは、2款使用料及び手数料の収入済額は、5,335万円余りで、歳入の37パーセントを占めております。

75ページの下段。

歳出決算額調べですが、浄化センター維持管理費の支出済額は3,156万円で、22.1パーセント、公債費は9,424万円で66.1パーセントを占めております。

次に、76ページをお開きください。

性質別歳出決算額の対前年度比ですが、人事異動に伴う人件費の増及び認可変更に伴う委託料の増加により、総額で前年対比634万円の増となっておりますので、比較してご

参照いただければと思います。

以上で、簡易水道及び公共下水道の決算概要の説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 最後に、村有財産調書について、高桑総務課長、お願いします。

○総務課長（高桑浩君） 村有財産調書についてご説明申し上げます。

黒ナンバー１７番、村有財産調書をお手元にご用意願います。

１ページをお開きください。

総括表に基づき、土地、建物について、その概要をご説明いたします。

行政財産の土地については、決算年度中増減高欄で、６，３８９．２２平方メートルの増となっております。これは公営住宅ときわ野団地建設及び公園整備による普通財産からの用途変更によるものです。

次に、表の右側建物ですが、木造で５６．９１平方メートルの増、非木造で３５１．８８平方メートルの減となっております。

これは、ときわ野団地１棟の増とそのほかの建物の取り壊しによる減で、差引増加したものでございます。

次に、普通財産の土地ですが、２万６，９８０．３７平方メートルの増となっております。

これはポロシリ福祉会から農地を取得したことなどによるものであります。

次に、表の右側建物ですが、木造で５．２２平方メートルの減、非木造で３９．４４平方メートルの増となっております。

次に、２ページは、行政財産、３ページは普通財産それぞれの区分ごとの総括表であります。

４ページから２４ページまでは、行政財産の公用財産及び公共用財産の内訳で、２５ページから３０ページまでは、普通財産の内訳を。

３１ページは、山林、物件、有価証券の内訳を。

３２ページでは、出資による権利を。

３３ページから３５ページには、物品のうち１００万円以上の重要物品について載せております。

３６ページには、基金を。

３７ページには、参考として北海道市町村備荒資金組合納付金について、それぞれ前年度からの増減と現在高を記載しております。

次に黒ナンバー１８番ですが、これは村有財産のうち、行政財産と普通財産の平成２３年度中の増減の内訳をまとめたものでございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで補足説明を終わります。

暑い場合には、上着を脱いでけっこうですので、よろしく願いをいたします。

ここでお諮りをいたします。

認定第１号から認定第６号に係る平成２３年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の６件につきましては、本会議での質疑を３回までとする会議規則第５５条の規定を適用しないで審議を進めたいと思っておりますが、このことに対してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号に係る平成23年度中札内村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。

これから一括して質疑を受けたいと思いますが、審査の方法についてお諮りをしたいと思います。

審査の順序は、配布してあります決算審査順序に従い進めたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

それでは、項目別に質疑に入りたいと思います。

はじめに、村有財産調書。

黒ナンバー17と歳入全般、42ページから74ページまでの質疑を受けたいと思います。

なお、質疑の際には、決算書等のページを示した上で発言をお願いいたします。

また、質疑にあたっては、1回につき3問程度までの質問とし、スムーズな進行にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、質疑に入りたいと思います。

財産調書と歳入に対して、お願いをいたします。

質問ございませんか。

もし、監査委員に質問される方がありましたら、この時にお願いをしたいなと思います。

4番笠松議員。

○4番(笠松直君) 監査委員の方にちょっと質問いたします。

指摘事項、3ページの指摘事項の2番なのですが、民有地における遊休宅地についての情報収集について云々とあります。

私、3月議会に一般質問で、上札内の振興ということで、上札内市街地にある民有地の遊休宅地、村も、努力をして販売をしてくれるとお願いをしてありましたけども、当然この中には上札内の民有宅地も指摘される、入っているというふうに考えてよろしいかどうか、という点が第1。

3番目の街路灯の在り方について、費用対効果の面から全村的に見直しをする必要があると、こうありますけども、字面をちょっと意地悪く読みますと、費用のわりに効果が無さそうだと、よって、費用対効果の面から見直せと、いう風にも読めるのですが、そう読んでよろしいかどうか。

○議長(高橋和雄君) 2点について木村代表監査委員。

○代表監査委員(木村誠君) 最初のときわ野団地と言いますか、ときわ野行政区は完売されたということですね。

それで、中札内村というものは、やはり人口減らしてはまずいわけですね。人口を増やしていくという、ひとつの村の方針があるわけですから。そういう意味で休有地の有効活用をしてはどうかということですから、当然、中札内村全体を頭に上げて、ご意見として申し上げたということですのでございます。

これは、笠松議員が、3月でしたっけ。その時に言われていましたので、それはやっぱり積極的に進めていくべきであろうと、そういうような、これ監査委員の意見としてどうなのかという問題ありましたけども、これは村の、そういった姿勢を後押しをいただいた

という、そういった意味も含めて、ここに一応記述したということでございます。

二つ目の、全体の街路灯の考え方といいますか、そういったことなのですが。費用対効果という面から決して余分な所に明かりを灯しているとは全然思っていないわけですが、全国的に電力の問題だとか、省エネの問題というのも、いろんな形で取組まれているので。

これは監査委員の総論として、今、村の方でもいろいろと省エネタイプの電球に換えるとか、そういうことをやられているので、どちらかという、街の中心地の中で、ここは明るい、ここは暗いということ、住民の皆さんはやはり明るい方が良いに決まっているのかなということですから、これは今後の、総論として、ここが暗いから明るくしなさいとか、ここが明るすぎるから暗くしなさいとか、そういう平均的に、例えば、2個あるところを1個にするとか、そういうことをして、この際一度、こういった機運が高まっている中で、村全体の、特に市街地ですけども、中心に、一度見直しをされてはいかがですか。そういう総論的な意見なので、ここがどうだこうだということではないです。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） 我々議会でも、実は省エネ対策を進めていて、それに対する効果があったのか、無かったのか。検討しなければならないというふうに考えております。

ただ、これは一目見て、効果があったか、無かったのか簡単には論じられないことですよ。

例えば、去年と変わらない電気料金だけれども、もし、放置していたらぐんぐん上がったのだと。それを圧縮しているのだと、いうこともあるでしょうから、一概に議論しても意味が無いので。そういうことでちょっと考えていたのですが、あくまでも、省エネ対策そのものに効果があったか、無かったかということではなくて、明るすぎるとか暗すぎるとか、それこそ全体的に見直したらどうかということなのですね。

はい、分かりました。

○議長（高橋和雄君） そういうことだそうです。

そのほか、ご質問ございませんか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 同じ監査委員の方にご質問なのですが。

この指摘事項の中で、1 番の悪質な滞納者へは、公共サービスの制限などに対して、検討して、公平性の確保に努める必要であるということがありましたけれども、この公共サービスの制限ということに対しては、どういったことを制限するべきだというように考えているかということをお尋ねいたします。

○議長（高橋和雄君） 木村代表監査委員。

○代表監査委員（木村誠君） 中札内村の滞納というのは、他の町村に比べたら比較的、極めて少ないというふうに認識をしております。

しかしながら、税金というのは必ず納めなければいけないと。税金があるということは、必ず収入があるはずだと。そういうことで、日本の憲法からいうと、税金を納められるはずだと、そういうのが基本的に、そういうことも必要ではないかということ。やはり、その悪質といいますかね、いろいろと役場の方では、いろいろ苦労しているというお話を伺いまして、なかなか打開策がないわけですね。

それで、少し踏み込んで、行政的な、行政サービス等いろいろあると思いますよね。お

祝い物であるとか。例えば、奨励金だとか。そういったものを、他の町村で、いろんな事例はあるのですが、やはり行政サービスという、いろんな広範囲なのですが、漠然とこれは止めなさいということではなくて、そういう要因も、ルールとして、やはり今後の対応もあるわけですから。

変な話ですけども、あいつ税金納めてないし、住宅に住んでいるし、これで、何でちゃんというのと、そういうのは、我々の余談なのですが、源泉する可能性はあるのではという、こういうご時世ですから。中札内村は非常に優しい、そういった意味では、住民に優しいということは大変喜ばしいことなのですが、ある反面、そういうこともやっぱり、払えとか、払えないとか、そういった側面も考えられるのではないかとということで、やはり少しずつこういった税金をやっぱり納めてもらわなければ困るのですよと、いうことでね、きっちり認識をしていただくということも含めて、そういう処置もいかがなものかなと、取られたらいかがですかという、そういうことで記述したのですがね。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

はい、そのほかご質問はないですか。

財産調書の関係と、歳入の関係で。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） それでは、とりあえず何点かについてお聞きをしたいと思います。まず、43ページの村税の関係でございます。そこに記載のとおり、収入未済額2,028万6,000円という数字が出ております。

一方、決算の資料からいきますと、23年度については、96.9パーセント割ったと。

こういうことで、去年の資料を見ますと、0.1パーセント向上したということで、前進したということで、大変良かったなというふうに私は思っております。

そこで、細かい数字は別として、いわゆる23年度の徴収、こういう形で徴収しているということで、それぞれ担当課の方針、そしてまた、内部の方針を打ち出しながら、結果としてこの形が出ているというふうに思うのですが、そういうことを踏まえて、特に23年度以前から比べて、徴収に対する改善してきた点、あるいはまた、努力して来た点。さらに今後の徴収に対する意気込み、考え方等について総括的に伺いたいというふうに思います。

また、そこに記載のとおり、負の欠損額2万5,148円ということがありますが、これについては当然徴収すべき額であったわけですが、いろんな理由で調定の額から落とさざるをえないという額で、来年度からはこの数字には出てこないわけですが、ここに出てくる数字というのは、出ないのが一番よろしいのですが、こういう形で出てきたということは、それなりの経過等が詳しくあるのではないかとというふうに思いますので、そこら辺、税法上違反にならない程度で、こういう形で不納欠損としたのだよと、いうことで教えていただきたいというふうに思います。

さらに、十勝全体でやっております、十勝税滞納整理機構というのがございますが、そこへの機構への依頼件数と、それから金額、さらには収納状況についてお伺いをしたいと思います。

さらに、機構の存続関係については、変更がないというふうに私も理解をしますが、その辺変化があるのかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、同じく43ページの国有地交付金965万8,300円というふうにあります。

すが、国有資産等所在市町村交付金だというふうに思いますが、この数字のうち、札内川ダム関連の数字が入っているというふうに思いますが、この関係でその額はいくらになっていて、この額については恐らく記憶の範囲内では変化がないのかなというふうに思うのですが、そこら辺、今後どのような流れになるのか、その点についてとりあえずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 4点についてご質問がありました。

渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） それでは今、黒田議員からご質問がありました、不納欠損の関係と滞納整理機構の関係を、私のほうからご説明させていただきます。

まず、不納欠損の2万5,148円というのは、これは5年間の時効が成立してしまったものです。1件でございますが、かなり前に転出されて、その方の住所というか、住民登録はうちの方でも押えていたのですが、その住民登録地に督促などを何度送っても届かないということで、何度もいろんな調査をしたのですが、ずっと分からなくて、そのまんま5年が経ってしまったというものでございます。

住民登録自体は、実際は北海道内にあったのですが、そこに送っても何しても届かなかったというもので、5年の時効が成立してしまいました。

次に、滞納整理機構の関係でございますが、滞納整理機構に平成23年度に引き継いだ件数は5件で、106万4,600円の5件を引き継いでおります。

徴収してもらった額といたしましては、103万6,672円で、97.4パーセントの徴収をしております。

滞納整理機構の存続関係ですが、今までどおりに続いて行くということでございます。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

はい、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 最後に質問がありました、国有地交付金の中の札内川ダム関係の分ですが、ちょっとお時間をいただいて調べさせていただきたいと思います。

1点目の23年度の徴収方針ということで、今後の考え方も含めてということでございます。

基本的な考え方は、前年度までやってきたことを、それほど大きく変わったものではないでございます。

なぜかといいますと、横の連携の会議。これは使用料等も滞納がありますので、滞納者がおりますので、そういった情報を共有するといった意味で、年に1回は必ず、そういった横の連携の会議を開いて、それを基に一斉徴収に回ると。税だけの徴収だけではなくて、そういった使用料についても、その情報を得て回った世帯では、あわせて徴収の依頼をするというやり方を、23年度についても引き続き続けております。

ただ、特に23年度、税の収入上の特徴としては、滞納処分、つまり前年度までに入らなかったもの。つまり現年度分と滞納分と分けると、当該年度分ではなくて、その前の年度までの滞納分。ここにかなり力を入れていまして、収納率についても、おおよそ60パーセントぐらいの収納率を、その滞納処分では確保していると。

ただし、その分といっちは変なのですが、現年度分が未収の方に回るというケースは、どうしてもちょっと出てきてしまったと。その差はありますけれども、基本的に、その滞納分をある程度整理していかないと、古い年代のものも含めて、居所が分からなくなってしまうことも当然ございますので、そこにかなり力を入れてやってきたという部分はあると

思います。

今後の考え方ですが、どうしてもなかなか財産の調査等を行っても、税金を納めていただけの状況にないですとか、明らかにそれが確実に分かると、これは生命保険等も全部すべて調査をするわけなのですが、そういった部分については、ある意味その状態が長く続いているようであれば、税金を徴収してしまうと、その生活自体が困窮してしまうと。そういう状況に陥るわけです。そういった部分をきちんと見切った上で、その滞納処分の執行停止だとか、そういった手法も当然取り入れていかなければならないだろうと。

また、悪質といわれる部分の滞納者については、議員の質問の中にもありました、滞納整理機構、徴収のプロということでございますので、そちらに引き継ぐことも当然視野に入れていかなければならないというのが今後の方針。

滞納分と現年分、23年度滞納分にかなり力入った分がありますが、現年分を徴収することによって、できるだけ滞納の方に回させないということもひとつの手法としてありますので、その辺も含めて、今後取組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 札内川ダムに関しては、もうちょっと時間をくださいということです。

よろしいですか。

はい、5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 税の徴収、これ大変な業務なわけですが、いずれにしても税につきましては、歳入における最も有力な財源ということでありまして、住民側から見れば義務的な公的負担にもなるということでありまして。

それぞれ未納が続くということになりますと、真面目に納税者が納税した人との間に重大な不公平が生じるということで、それについては負担の公平ということからいくと、100パーセントが良いわけですが、なかなかそういう状況になってないということでありまして。

今、課長も言ってわかりましたが、それぞれ、前年度から見て今回は0.1パーセント増と。なかなか一気に上昇しないのは、この税の収納であります。平成24年度、今も遂行しておりますが、ぜひ来年の出納閉鎖時は、この96.9パーセントを上回るような成績を出していただきたいというふうに思います。

その為には、納税者との定期的な連絡というのですかね。年1回か2回、納入してくださいということでは、1回2回の向こうからの言葉で終わってしまいますので、例えば、定期的に1カ月1回だとか、2カ月に1回だとかということでの、やっぱり連携を取って収納に対する努力も必要でないのかなと。

それとまた、税担当課については、限られた人数しかおらないわけですから、そういった意味で連携会議ということも内部的にはあろうかと思いますが、ぜひ内部の職員一同に関して、この税収納については大事だという観点から、ぜひ先ほど言いました24年度の、この収納率については、ぜひ向上するようなことで、総力を挙げて頑張っていって欲しいと、このようにお願いを申し上げて、この収納関係については私の質問としたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということですが、村のほう、考え方ありますか。

いいですか。

では、札内川ダムの関係については、後程答弁をしていただきたいと思います。

そのほかご質問ございませんか。

なければ、次。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、ないようですから、私、残り2、3点あるのかな。

ちょっと聞きたいなというふうに思います。

昨年も聞きましたが、47ページの常設保育所負担金、収入済額1,800万ということがありますが、本村においては、子育て支援と、こういうことで保育料の軽減、無料化ということ実施しておりますが、第1子については全額負担、第2子については半額、第3子については無料と、こういうことではありますが、それらの世帯数、児童数、額等について教えていただきたいというふうに思います。

さらに、49ページ、村営住宅使用料収入未済額160万3,020円ということで載っております。これの収入未済額の件数、あるいは未納者に対する徴収努力と滞納処置をどう講じてきたのか伺いたいというふうに思います。

それと、73ページ、過年度収入の収入未済額243万1,475円ということで、昨年度185万9,000円ということで、結構額が増えているのですね。先ほど総務課長のほうから、項目が申されましたが、それごとの金額、改めて教えていただきたい、このように思います。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 私のほうから議員の質問がありました、常設保育所の保育料の軽減措置の関係について、数字でお示しをしたいというふうに思います。

昨年度の入所人員については、124名のお子さんが入所をされていたということ。内部で、なかで若干退所なり入所なりという経過がありますけれども、そのなかで軽減対象者については84名、これは、先ほどありましたとおり、2分の1減免、さらには全額減免という形で減免措置を行っているものであります。減免の、軽減の合計額であります、1,540万6,500円という形の減免になっているところであります。

個別の部分についてですが、第2子の半額免除については49名、3子以降の全額免除については27名、それと母子等の軽減措置、これも全額半額がありますが、こちらがトータルで8名という対象者になっております。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 村営住宅の未収金ということで、件数につきましては29件。うち車庫料も含んでいる方もいらっしゃいますので、人数としては25件というふうになっております。

滞納者に対する措置等でございますけれども、まず、3カ月以上滞納している方等に対しては、通知なり電話、またそれに連絡付かない方には、個別に訪問し納付についてご説明をしております。

また、滞納が多くなって、滞納繰越になっている方等につきましては、納付宣約を取って、月々必ず連絡を取って、まず現年分とそれに少し足していただいて、滞納繰越分、入れているようにしております。

また、悪質に何回も連絡取っても、納付宣約されても、なかなか連絡が付かなかつたりする方に対しては、まず通知でこの様な形で保証人に連絡しますと、というような通知を出して、それでも尚且つ連絡取れない場合には、実際に保証人の方に連絡を取って、という様な措置を取っております。

○議長（高橋和雄君） もうひとつ、あったかな。

いいのだね。

よろしいですか。

長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 過年度収入の内訳ですけども、うちのほうでは、村営住宅使用料等と、簡易水道使用料と下水道使用料と内訳になりますけども、村営住宅の使用料の未収額は106万7,331円というふうになっております。

その様な形に、村営住宅使用料等はそういう形になっております。

○議長（高橋和雄君） ちょっとあと、他のほうは、後で整理してお答えしたいということですので、よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） まず、47ページの保育料の関係ですが、数字を伺いましたが、世帯数についても分かるのであれば教えていただきたいなというふうに思います。

それから、49ページの村営住宅使用料、昨年から見たら上がってきているのかな。

いずれにしても基本的には村営住宅管理条例ということで、41条に家賃を3カ月以上滞納した時は、明渡し請求をすることができるという基本線はあるわけですね。

今聞きますと、それぞれ通知をしている、電話したり訪問したりと、いう形でなかなか3カ月以上ということで、早く明け渡しと、なかなかならないわけですが、結構この数字について、昨年いくらだったかちょっとわからないですが、やはりそこら辺きちんと、保証人も取っているわけですし、条例あるいはまた保証人の関係等も含めて、かなり厳しくしていかないと、この額についてはなかなか増えてく筋合いのものでないのかなと、いうふうに思いますので、ぜひそんな努力もお願いをしたいものだなというふうに思っております。

思っておりますが、そこら辺の条例の3カ月以上滞納という、明け渡しの関係。もうちょっと付け加えてもらいたいと、こういうふうに思うのですが。ここにありますように、再度言うと、3カ月以上経つと明け渡すと、しなければならないと、こういうことで条例等があるわけですが、ちょっと実態を聞きますと、ちょっと1ランク下がった形の柔かい形の対応が多いのかなというふうに思いますので。

その点、1点伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 常設保育所の軽減の関係なのですが、人数でちょっと押えていたものですから、世帯数分については今集計させていただきますので、時間をちょっといただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） おっしゃるとおり、3カ月以上滞納した方には、明渡し請求はできるとなっております。

ただ、明渡し請求をする前に、通知を送った時に、納付誓約された方に対しては、明渡し請求までは厳しくは行っておりませんが、先ほど申したとおり、納付誓約しながらも連絡付かないとか、そういう方に対しては、まず通知により、今後こういうことになると明渡し請求もさせていただきます、というような通知を送っております。

しかし、実態としては、なかなか改善されないということもございますので、どの様な、明渡し請求になると最終的には裁判ということにもなりますので、その辺も研究しながら、

今後取組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 今の関連なのですけども。

保育料の収入未済額に対して、多分児童手当かなにか、国から出ているというように思うのですけども、その時に、未済されているというか、収入が無い人に対して、そういう時に徴収すると、お願いするというようなことは、村としてやっているのかどうか、そういったことについて。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 今ご質問にありました、未収の関係ですが、今回の部分で5 万ながしという未収額が載ってますが、この分については6 月に入ってから、6 月前に、再三徴収の依頼を差し上げてたのですが、なかなか納入いただけなかった。

それで、その後、転出をされたということで、転出先のほうに訪問して、徴収をさせていただいているところですが、今、お話があったとおり、6 月期の子ども手当で、児童手当の支給時に、収入があるということを前提で、そのことでお願いを差し上げながら、整理をさせていただいたところですし、そのほか、未収では上がってはおりませんけども、滞納が続いている部分については、当然、国の法律で、そのことが認められておりますし、新しい法律の中では、給食費等の未収の部分については、事前に承諾をいただければ、先に徴収が可能ということにもなっておりますので、そういう部分については、十分に活用させていただいて、保育料等の未納がある方については、そういう制度を利用させていただいて、この間もお話をさせていただきながら、徴収に協力いただいているところであります。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 国の制度がそのように変わったということで、手当が出た時に、協力してもらうということで、実際にその効果というか、実際に、その時に未収を回収できたというようなことは、中札内の村としてはあるのかどうか、その点について。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） この間、細かい数字は別として。

4、5 件の方が未納になっております。

そのうちの2 名については、前年度分の未納も含めてありました。

それで、2 3 年度の3 期に、年3 回支給になりますので、その都度、合わせて相談をさせていただきながら、徴収をさせていただいているということです。

2 2 年度分のものについては、全て消えておりますし、2 3 年度分についても、学童保育の分も含めて、全部整理をさせていただいております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

暫時休憩をしたいと思います。

2 0 分まで休憩を取りたいと思います。

休憩 午前1 1 時0 3 分

再開 午前1 1 時2 0 分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思い

ます。

先ほどの答弁ありますので、最初に岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 休憩前に保留にさせていただきました、中札内保育所の世帯数、減免の世帯数の関係であります。

減免の措置を受けていない世帯が23世帯、減免措置を受けた世帯が74世帯という形になります。

○議長（高橋和雄君） もう1点、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず、1点目。

黒田議員からのご質問の決算書43ページの国有地交付金中、札内川ダムに係る点ということでございまして、金額は824万5,800円がダムに係る分ということでございます。

それと、もう1点。

73ページの過年度収入の内訳なのですが、まず、村営住宅使用料225万9,975円、保育料2万7,500円、へき地保育所料11万4,000円、放課後児童クラブ9,000円、排水処理施設使用料2万1,000円。

これが内訳になってございます。

○議長（高橋和雄君） これで答弁漏れはないと思うのですが、よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 43ページの国有地交付金の824万5,000円ですか。

今、お話を聞いたのですが。

恐らくこの数字については、今後固定した額でないのかなという記憶しているのですが、そこら辺が、どうなのかということ。

それと、今、73ページの過年度収入の内訳を聞かせていただきました。

来年度、この収入未済額が極力減るようなことでの努力をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） はい、1点だけ。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） この国有地交付金の額ですが、固定資産税と同じような考え方に立っておりますので、毎年、評価額と言いますか、その額が下がってきております。

ですから、固定ではなくて、恐らくこのまま新規の建物等が建たない限りは下がっていくということになります。

○議長（高橋和雄君） はい、よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

財産調書の関係と収入の関係で。

なければ次、いつでもよろしいでしょうか。

また、最後に、全体でご質問を受けるということにしたいと思いますので、またその時にお問い合わせしたいと思います。

それでは、次に歳出に入りたいと思います。

歳出の審査については、決算審査順序に従っていきたいと思っております。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて。

その次に、3款、4款、5款をまとめて。

その次に、6款、7款、8款。

その後、9款、10款。

その後、11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思っております。

各款の大まかな概略について説明を求めた後、みなさんからご質問を受けたいと思っております。

それでは、最初に、第1款の議会費と、第2款の総務費の概略説明をお願いしたいと思います。

高桑総務課長、お願いします。

○総務課長（高桑浩君） 1款、2款の決算概要についてご説明申し上げます。

黒ナンバー13番の決算書、77ページをお開きください。

1款議会費ですが、議会議員費の議員共済会負担金1,350万円余りは、議員年金制度が廃止されることにより、経過措置としての年金の給付による費用を負担したものでございます。

次に、2款総務費です。

79ページをお開きください。

総務費全体の不用額は、1,440万円余りとなっておりますが、これは宅地分譲地の買い戻し1件分420万円余りと、繰越明許費の防災無線操作卓更新工事で570万円余りの執行残が生じたことが大きな要因であります。

下段の市町村交流事業費が、次の81ページ上段にかけてありますが、川越市との中学生交流事業、少年の翼の受入れ、産業博覧会への参加などを行っております。

81ページ備考欄の中段、財政関係基金費で、財政調整基金に土地売り払い代金を財源として6,000万円の積立を行っております。

下段の総務一般経費では、報償費の中で謝礼がありますが、非核平和の取組みといたしまして、いわさきちひろ複製画展を開催したものでございます。

次に、85ページをお開きください。

下段の研修費は、18町村と帯広市との合同による新任職員研修と専門研修、十勝町村会の初級、中級法務基礎研修、北海道町村職員研修センター及び市町村職員中央研修所の研修に参加したほか、村単独の集合研修を実施しております。

次に、87ページ、財産管理費の中段下、産業廃棄物処理委託202万円余りは、ヌーナイの管理小屋解体廃材、ときわ野団地建設地の廃棄物等を処理したものでございます。

工事請負費で備考欄の建物の解体工事は、防災倉庫建設予定地の建物の解体工事を、花壇整備工事は、国道とインター線交点のポケットパークの整備を、公共施設解体撤去等工事は、公営住宅のポプラ団地と教員住宅の取り壊しを行ったものでございます。

その下の土地購入費778万円余りは、分譲地の買い戻し分でございます。

その下段、財産購入費の土地購入費、1,443万円余りは、中札内村農協から取得した南札内の山林及びポロシリ福祉会から取得した上札内の畑の購入費でございます。

次に交通安全・防犯対策費で、89ページ、備考欄中段、街路・防犯灯取替工事924万円ですが、街路灯・防犯灯40基を消費電力が少なく、長寿命のエコ電灯に取替えを行ったものであります。

次に、91ページをお開きください。

電子計算機器管理費では、住民台帳システムの改修などを行っております。

次に93ページ、備考欄下段、企画一般経費の下段、生活交通確保対策補助金は、乗合タクシー運行に対する補助金です。

次に95ページ、備考欄中段の広報作成費の委託料では、村勢要覧の作成を行っております。

下段の防災無線管理費の1番下、防災無線操作卓更新工事3,200万円余りは、平成22年度の繰越明許予算で、老朽化した操作卓などをデジタル電波に対応できるものに更新したものです。

97ページ、上段コミュニティ活動費、備考欄のときわ野公園整備工事840万円余りは、ヴィレッジときわ野内にコミュニティ公園を整備したものです。

下段のまちづくり推進費では、講師謝礼で男女共同参画講演会、まちづくり講演会をそれぞれ開催しております。

99ページ、備考欄上段のふるさとづくり事業は、2団体に36万9,000円を補助しております。

その下の、住宅用太陽光発電システム導入費補助金は、10件で270万円を補助しております。

下段、開発振興費の企業立地促進補助金は、4件で409万円余りを補助しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明は終わりました。

1款議会費、2款総務費に対する質疑を、質問をお受けしたいと思います。

ありませんか。

1番中井議員。

○1番（中井康雄君） それでは、1点だけなのですが、去年もちょっとこの質問しかかったのですが、ちょっと1年早く質問してしまったのですが。

87ページのポケットパーク整備工事、花壇整備工事なのですが、38号のあそこだと思うのですが、これがちょっと予定よりも遅くできたのかなって、ちょっと記憶しているのですが。

折角、花フェスタ等があったにもかかわらず、その時期を終わってから完成したような気が、あの時いたしました。

なぜ、もっと前に予定があったのですけれども、なぜあの時期になったのか、そこら辺のことをお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） ご質問にありましたように、本来であれば花フェスタ等の、あるいは観光の最盛期に間に合うように整備すべきであったと思いますが、4月からの選挙などの業務に追われまして、事務全般が遅れたことによって、発注も遅れたということで、大変申しわけなく思っています。

○議長（高橋和雄君） 1番中井議員。

○1番（中井康雄君） あそこの整備なのですが、一般的に花壇というものは、花が植わさるのかなと思ったのですが、低木というか樹木等を設置したのですが、その効果というか、中札内の入り口でもあるし、もう少し人目が、人が目を引くようなものであっても良かったのではないかなというふうに思うのですが。

あれを普通の花ではなくて、ああいう形にしたという理由といいますかね、ここら辺のことをありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 一番大きな理由については、あまり手間の掛からない花壇にし

たいということ、花壇といいますか、公園にしたいということがありました。

それと、もう一つは、国道とインター線の交点ということで、立地条件が非常に良いということから、未来永劫にあそこをポケットパークとするのかどうかということも分からないということもありまして、整備費用については、極力工事費を抑えてということとで設計をしたということもありますし、毎年の係る経費についても極力押えたいということで、花を用いずに、低木を使ったものにしたいということでございます。

○議長（高橋和雄君） 1 番中井議員。

○1 番（中井康雄君） 嫌な言い方なのですが。あそこに停まってぱっと見ると、ちょうど運転席から見えるのですが。今見えてるのは雑草ですよ。もう、実が付いて種が付いて、また来年あの雑草が増えるのですよ。で、その下も、雑草が生えますよね。あそこは、雑草が生えない処理をしたように思うのですが、雑草生えてます。で、1 本木が立ってます。その回りも雑草だらけです。あの、いくら手を掛けない、お金を掛けないといったって、ちょっと度が過ぎています。

別に、どっかに委託する必要もないのですよ。みなさん方、ちょっとあそこ通ったのだったら見えるのだから、ちょっと下りてって取ればいいだけの話なのですけども。

ちょっとそこら辺、考え方が違うのかなって気が、僕、いつもあそこを通る時にするのですけども。僕も気が付いたら、行って取ればいいのですけれどもね。

なんかそこら辺の気が、ちょっと思ったものですから、こんな質問をしてみました。何かありましたら、またお願いします。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということなのですが。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 管理状況がよろしくなくて、本当に申しわけないと思いますが。一度は職員で取ったのですけども。

その後、雑草の処理をしておりますので、ご指摘のとおりだと思います。

早急に、対応したいと思います。

○議長（高橋和雄君） はい、関連で。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） あそこに、緑の石が敷かされているのですよね。あの公園づくりの中で。あの緑の石というのは、どのような効果を目的として敷きつめたのかなと、私、思っていたのですよね。

たまたま、石を沢山敷くことによって、雑草が生えにくいとか、色合い的に良いので、あの石を使ったというようなことの考えで、あそこにあの石を敷きつめたかということ、ちょっと。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 雑草については、防草シート、草を防ぐシートを色の付いた石の下に敷いておりますので、それで対策をしております。若干、繋ぎ目から出てきているものもありますけれども。

緑の石については、美観だけでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問。

6 番男澤議員。

○6 番（男澤秋子君） 91 ページの電子計算費の中で、住民基本台帳システム改修委託

というか、改修工事を行ったと思うのですけども。

そこで、まず、予算よりも少し、400万円ほど下がったと思うのですけれども、その内容についてと、あと、今回、外国人住民を登録するというようなことで、そのこともあって、このシステムも改修されたというように記憶しておりますけれども。この外国人を登録するに当たって、中札内村で、この外国人も人口に加えるというようなこともあったと思いますけれども。

それによって、何人増えたのか。

そしてまた、その外国人はどういった方の外国人だったのかということをお聞きいたします。

それとあと、次に、93ページの企画総務費の中で、負担金補助金及び交付金ということで、地方バス路線の維持対策補助金があります。その十勝バスじゃないかなというように思っておりますけれども、このバスの運行に対する負担金というように理解しますけれども、このようにして169万5,000円というような金額がありますけれども、この負担金が増えるということは、前回私、質問したことの中で、1日平均5人以下であれば、負担金が段々増えていくというようなことが言われたかと思っておりますけれども、1日平均当たりどれだけの乗車率であって、この金額を負担しなければならなかったのかというようなことについて、その点お伺いします。

○議長（高橋和雄君） 答えられませんか。

いいですか。

中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 私のほうからは、地方バス路線維持対策補助金の平均乗車密度の件をお答えしたいと思います。

平均乗車密度の補助対象のカット額というのが、5人を切ると確かに補助金が減るということで、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの実績によりまして、平均乗車密度が4.7人となりましたことから、補助金のカットがございまして、この金額になっております。

○議長（高橋和雄君） 電算システムの関係は。

いいですか。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 男澤議員からの質問の中で、これまでの外国人登録制度というものが廃止されて、24年の7月9日から新しい在留制度始まってという。

基本的に村が報告している中札内村の人口というものの中には、それは外国人の方は含まないと。それは、以前も外国人登録制度であった時も同様ですので、それを含んだ数字ではないということです。

住民基本台帳上には、登載はされるのですけれど、人口の公表の中には、その分は含まさっていないということです。

ですから、今、村で人口を出している中には、外国人の方は入っていないということになります。公表されているものは。

住民基本台帳システムで管理はしているけど、人口については、その分を除いて公表しているということになります。

それで、外国人の方、7月9日時点で、実際に住民基本台帳に登載された方については24人です。

○議長（高橋和雄君） 国籍、もし分かれば。

○住民課長（山崎恵司君） イギリスの方がお一人。中国の方が7人。ドイツの方が一人。フィリピンの方が一人。タイの方が13人。アメリカの方がお一人という内訳になってございます。

○議長（高橋和雄君） はい、よろしいですか。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 住民基本台帳システム改修委託の決算額808万5,000円なのですが、当初予算と比べてということですが、当初の仕様書と808万5,000円の仕様書、今手元にございませんで、調べて後ほど説明させていただきます。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 私のこの、認識不足だったというように、今、内容を聞いて感じたのですが、この外国人は基本台帳には村としては登録するけれども、村の人口には加算されないというような内容であったかと思うのですが。

これって、国では、そういう決まりだったのでしょうか。

なにか、新聞報道などでいくと、こういうシステムで、住民登録をすることによって、人口が増えたというような内容が、ちょこちょこ載っていたような記憶があるのですが。私のそのような思い違いだったのかということ、もう一度確認させてください。

それと、次のバス路線に対する負担金なのですが、平均4.7人の乗車率のために、このような負担額が出たというようなことですが、やはりこのことについては、乗っていただく努力をしないとこの負担がどんどん増えていくわけであって、その方策を何か考えなきゃいけないのではないかとこのように思っているのですよね。

それで、たまたま、バスを乗車する人に対して、何か、例えば、半額を負担してあげますとか、そういうような、75歳以上でもいいですけど、そういうようなことも、この維持をするために、負担する金額ぐらいを何らかの形で乗車する人たちに、もう少し負担してあげると、この負担率が無くなるのではないかとこのように私は考えるのですけれども。

そういった考えがあるのかどうか、その点。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 人口の関係でございます。

もともと、その住民基本台帳で、その外国人の方を登載をすることで、現実的な利点というのが、例えば、国保の移動ですとか、そういったサービスに非常に、サービスが向上すると、外国人の方にとってですね。そういったことが、メリットであります。

人口自体が増えるというお話ですが、基本的には、日本人と外国人の方は、これまでも分けて報告上がってました。

でも、通常、人口という時には、日本人の方の人口を指して言っているわけです。

今回、住民基本台帳の登載されたことによって、合算すればそれは増えたことになりませんが、それが公表数値として、中札内村の人口ということではなくて、あくまでも別立てで報告されていると。それは、住民基本台帳に載るようになって同じですよということなわけです。

それをどういうふうにするか。

別に外国人の方が住民基本台帳になったことによって、日本人になったわけではござい

ませんので、あくまでも外国人として、その住民基本台帳に登載をされて、日本におけるサービスの機を受けるということがメリットでございますので、その人口自体が増えて、例えば、交付税の算定にそれにプラスに動くとか、そのこと自体で住基事項ではございませんので。これ国勢調査の人口ですけども。

そういったことでありますので、人口が増えたという観点、足せば確かに増えたことにはなりますねというふうにはお答えできますけれども、基本的には、人口というのは、日本人の人口数を指すということになろうかと思います。

○議長（高橋和雄君） どの町村も同じなのでしょう。

○住民課長（山崎恵司君） 取り扱いは、うちの村だけではございません。

○議長（高橋和雄君） ということです。

よろしいですか。

そのほか、ご質問。

○6番（男澤秋子君） いや、十勝バスのこと。

○議長（高橋和雄君） 十勝バスのあったね。

中道総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（中道真也君） 先ほど、平均乗車密度が落ち込みまして、村の負担が増えたということで、昨年、広尾線の方で、10月の16日の日曜日と、11月の10日の2日間、全便を対象に、帯広から広尾営業所までの乗車数の調査及び利用者に対するアンケート調査を実施しております。

その後、現在、バス事業者であります十勝バスさんと、広尾線バス輸送確保対策協議会の中で、さまざまな乗車人数をいかに増やしたらいいかという意見等も取りまとめておりまして、今後そういったことを踏まえて、どういった取組みをしていったらいいかということ、今、検討協議をしておりますので、その後、助成できるかできないかということもございますけども、まずは、乗っていただくことを最優先に、どのように進めていったらいいかということで、今、検討研究しておりますので、助成についてはちょっと、今検討中ということで、押えていただければなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

またあった。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 先ほど、ご説明を保留しておりました住民基本台帳システムの大幅な執行残といいますか、減についてですけども、当初予算段階では、改修の詳細がまだ、定まっていなかったということで、予算の積算に当たりましては、国から示されました人口割等の基準額をもとに予算計上したものですから、実際に改修するに当たっての仕様の時に、仕様が確定したことによって大幅に減額になったということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 先ほどのバスの乗車を拡大することに対しては、私の意見として、負担をしたら、もう少し乗っていただけるのではないかなというような提案をいたしましたけれども、これはたまたま帯広市でやられている高齢者75歳以上の人たちに対して、帯広市の場合は、バスを利用する時に、全額負担は帯広市がやるというようなことで、そのバス利用を拡大しているというようなことがあります。

それで、私も、中札内村も、全額というと、バス代が中札内から帯広まで、その区間で

したら、広尾までとなると、バス料金が結構高くなりますので、それ全額負担ということにはならないとも思いますけれども、何らかの負担をすることによって、もう少し乗車してくれる率が上がってくるのではないかと考えることと、年齢をある程度高い年齢で設定することによって、その人たちが、例えば、帯広に病院に通うとか、何らかの用事で通うというような時に、車に乗るということに対して、だんだん不安になる年齢になるので、そういったことで、不安を解消するというようなことでバスを利用していただけるのではないかと、私は考えています。

それで、そういった、私が今ちょっと申し上げた内容なども検討していただければというように思いますけれども。

○議長（高橋和雄君） ご意見なのですが、本来からとすれば、一般質問でお願いしたいなと思いますけれども。

もし、答弁があるのでしたら。

いいですか。

ということで、すいません。

ご意見としてお受け賜っておきたいと思います。

はい、そのほか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 77ページの、議員共済会負担金っていうのがあるのですが、

多分これ、去年の6月までですか。我々も年金を納めていたのですが、その納めないことにおいての、多分、これOBの方とか、家族の方に出してる金額だと思うのですが、

内容的にはわかるのですが、過去に我々が年金を払っていた時代と、今の、この額の中においての差額というのは、どの位あるのですかね。

議員の中には、予算っていうのは5,000万円位あるのですが、この中の1,359万円っていうのは、議員がこれだけ貰っているのかなっていう、何か議会の我々の報酬みたいな部分もあるのですが、

多分、議員年金払った時は、年金協会かどこかで行ったと思うのですが、それが無くなったことによって、村でかなり負担が増えたのではないかと、思うのですが、その辺の、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 調べて貰えます。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 後程調べて、分かる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ありませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 103ページの、税滞納整理機構についてなのですが、先ほど、23年度の渡した件数と回収実績はお聞きしたのですが、わかれば、去年、一昨年くらいのも一緒に教えていただきたいのと、23年度に関しては、5件渡してるということなのですが、村として渡す際の基準というのは、どこまで来たら村でも手に負えないから渡すのですという、そういう基準があるのであれば教えていただきたいです。

○議長（高橋和雄君） すぐ分かりますか。

渡部住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（渡部浩樹君） 佐藤議員のご質問の、まず22年度、一番最初が19年度引き継ぎしておりまして、その後20、21とやっております。22年度の分を報告したいと思います。

22年度は、2件で26万8,500円を引き継ぎいたしまして、回収金額といたしましては、23万1,475円を回収しております。63パーセント程度です。

21、20はございません。

そして、基準は決まったものはございませんが、私どものほうで今年引き継いだ、24年度に引き継いでるものがあるのですが、私どものほうで、給料差し押さえまでいきたいということで、事業者に、事業者というか、その会社の代表の方にご相談をしたところ、差し押さえはちょっとできないということを言われたり、ある程度の給料がある方の場合にはそうでした。そういう方とか、あと、本当に悪質な、いくらこちらから連絡をしても、何の連絡もくれない、そのような方たちを中心に引き継いでおります。

また、もう1個、今考えているのは、考えているというか、引き継いでいるものの中には、その方が、私どもの調査では収入がほとんど無いという判断をある程度してる部分もあるのですが、それが本当にうちの調査が足りなくて無いのかということで、滞納整理機構にその辺を調査していただいて、先ほど課長も申し上げましたが、滞納処分の執行停止をした方がいいのかという判断をしたいものも引き継いでおります。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 分かりました。

それで、あと、23年度に至っては104万円渡したということで、負担金の方が45万円になっているのですが、22年度は確か、今のお答えでは、26万円分渡してるのですが、負担金が30数万円だったと思うのですよね。

22年度に関しては、33万円こちらがお金を出して26万円を回収したと。はたしてそれで、良いのかというか、村としての考え方、効率的という言い方もあれですけども、23年度に至っても、104万円回収するのに45万円使ってる。言ってみれば使ってるってことなのですよね。

村として、その辺どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 佐藤議員のご質問のその費用対効果ということだと思います。

税滞納整理機構を運営していくのに必要なお金、つまり各市町村、構成市町村が負担してるわけなのですが、その負担額に対して、実際、税滞納整理機構の方で回収に着手をして、回収されてきたその着手金との割合ってということだというふうに思います。

もともと、その費用対効果がすべて上手くいくかどうかということ自体は、現実的に予測はできていなかったわけです。

どういう金額の方が、その滞納をしていて、その方については引き継ぐことができると。

言ってみれば、費用対効果の効果が出る多額の滞納をされている方の分だけ引き継げばいいとか、そういう問題でもございません。

先ほど言ったように、悪質な滞納されているとか、どうしても連絡が取れないとか、そういった面では、滞納整理機構の職員の方が、その辺は税の徴収を専門に行っているわ

けですから、動きとしては早いわけです。

言ってみれば、そういう、私たちが動くことによって、効率が落ちる分を、滞納整理機構で行ってもらうことによって、その効率を上げるということがひとつの考え方だというふうに思います。

だから、年度によっては、引き継ぐ案件によっては、どうしても納めている負担金の額と、それが合わないということはあろうかというふうには思います。

ただ、基本的な考え方として、こういった処分をすることによって、私たちは税滞納整理機構の職員が、徴収のプロとしてやってきている内容について、お話を聞いたりだとか、実際徴収の内容の仕方を勉強したりだとかいう機会が与えられていますので、そういった面では、私たち自身のスキルアップにも当然つながっていくものだというふうに思っています。ということですので、単純に費用対効果、払う負担金と回収するお金とでは、なかなかこれは比較はできないのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） はい、分かりました。

私自身の考えとしては、費用対効果が仮に今後出たからって、率先してやって欲しいってわけでもないのですけども、それは別としてです。

あと、今、山崎課長おっしゃったように、回収の仕方も勉強していく機会があるということで、今後、村と職員のスキルアップも図れるということなのですけども、そういうふうにスキルアップしていった時点で、滞納整理機構から脱退するような考えっていうのはあるのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） この滞納整理機構、1市、帯広市を含んで19カ町村がこういった整理機構をつくることによって、それぞれの町、村、市で、そういった滞納処分に人件費をかけて、効率性を望んで、結果的にこういう滞納整理機構という組織をつくっていますから。

うちがその費用対効果に合わないから、うち単独でそこから抜けるという話にはならないかなというふうに思います。

もしあるとすれば、構成市町村が話の中で、もうこの機構については必要がないものだとあればという認知ができた時点ではあり得るでしょうけど、今の時点で、うち単独でそこから抜けるということにはならないというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

ちょうど12時になりました。

暫時、休憩をしたいと思います。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 午前中に引き続き、会議を開きたいと思います。

1款の議会費と2款の総務費に対して、質問を続行したいと思います。

答弁漏れありますか。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 先ほどの、議員共済会の負担金について、ご説明いたします。

地方議会議員の年金制度につきましては、昨年の6月1日に制度が廃止になっております。

廃止に伴いまして、既に受給資格のある議員あるいは、すでに受給している議員に対する年金の原資については、各地方公共団体、都道府県市町村、失礼いたしました。町村議会ですから、町村が負担するということになります。

この財源については、地方財政計画の中でも位置付けられておりまして、普通交付税の中に算入されるということになっているようです。

23年度においては、市町村で総額1,243億円が給付費負担金として見込まれていることを根拠としまして、議員報酬の総額の割合で、中札内については、この決算額にある金額を負担したということで、この共済会の負担金自体はすべて議員年金に係る負担ということになっております。

制度廃止時にすでに議員を退職している方については、現行の制度、制度廃止前の基準に基づいて、給付が継続されることになっています。

制度廃止時、昨年の6月1日現在で、現職議員である方につきましては、すでに受給資格、在職12年以上の方につきましては、旧制度によって引き続き年金を貰うのか、退職一時金としまして支給を受けるのかという選択ができることになっています。

12年未満で、受給資格、年金の受給資格を満たさない現職議員につきましては、掛金及び特別掛金の総額の80パーセントの一時金を給付という、そういった取り扱いが総務省から示されておりまして、そのようになっているということでもあります。

この制度につきましては、この一時金の支給時期が、順次任期満了、任期がそれぞれ、去年あった議会、それから今年、来年、再来年と、27年度に掛けてあることから、27年度までは、この一時金の支給が相当数見込まれることによりまして、各市町村の負担金も高水準となってくるということです。

○議長（高橋和雄君） その前の時は、どれ位、年金の金で村が負担しておったか。

○総務課長（高桑浩君） 40万円くらいの年間の負担金だったと記憶しておりますけども。

調べて説明させていただきます。

○議長（高橋和雄君） ということで、ちょっと調べさせてください。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 詳しい話は、たぶん、そういう話は良く知ってるのだけでも。

この制度が無くなったことで村の負担がものすごく多くなったわけですね。

過去の貰っている人もいっぱい居るのだけど、これが駄目だとか良いとかではなくて、この制度、うちの村で言ってもどうもならないのだろうけども、こんなに出すのだったらもうちょっと、例えば1,300万円だったら、村で600万円出しても良いから、この制度を何とか続けられないかなっていう。うちで言っても仕方がないのだけど。なにかそういうふうに考えることがなかったのかなっていう。我々が言っても、どうにもならないのだろうけども。

今聞きたかったのは、これだけの差額があるのですよってことをちょっと知りたかったのですよ。

今まで、我々が納めていたときの額が村で出してる部分と、これを年金制度が無くなっ

たときに、村から出してる金っていうのは、とんでもない格差だって聞いたのですけども。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 制度廃止前の平年ベースという言い方が正しいかどうか分からないのですけども、22年度の決算額では、250万円余りの議員共済会への負担金でしたので、5倍以上になっているということでございます。

大きくなっているのは、これまでは、現職議員の方も、掛金として納めてましたものが、無くなるということです。

その後は、市町村が全額を負担しなければならないということも、大きくなる要因の一つかなと思います。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） よく分かったのです。この220万円が聞きたかったのですよね。

この無くなったことにね、町村にこれだけ負担掛かることが、全国の町村会長の中で、多分決まったと思うのですけども、国との。国からの繰り出しが大きいから。

これだけの差あることで、なんで、村長に言っても仕方がないのだけど、大変な市町村に負担を掛けたなって気がするのですよね。

もう一つ、多分、2万幾ら払っていたのですけども、村も同じだけ払ってくれた。

一般の人に言われると、4万幾ら、我々定年になったら貰えるって、一般の人も、いろんな勘違いもあるわけですよ。

我々は、長く生きることによっての、自分の掛金を貰っていくだけの話しなのだけどもね。そういうふうに、じゅんぐりじゅんぐり回してったことが、今まで意外とそれで上手くいったものが、国の負担金を出すことによっての、国の負担を幾らか失くしちゃったんでね。

こんな、さっきから言うように、村長に言っても仕方がないのけども、こんな大きな制度を変ったことで、議員っていうのはほんとに大変なことになってるかなと。

それから、我々まだ4年1カ月前までは、年金払っていたわけのですけども、これは辞めるまで与たらないと。そんな状況の中で、ややこしい質問になってしまったのだけども、なんかそういうことが、村としては大変なのだけども、なんかね、国の制度と、全国市町村会長の中で、こういうことが上手くいかなかったのかなって質問したかったことです。

村としては、大変な負担を強いたということも間違いないと思うので、ちょっと取りとめも無い話なのだけど、220万円とのこの差をね、いろんな村民とか、いろんな人にも知って欲しいなって部分も聞きたかったことです。

○議長（高橋和雄君） 先ほど答弁であった、地方交付税で一応査定っていうのか、国から入ってくるということでは間違いないですか。

高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 補足いたしますと、町村議会議員共済会及び北海道町村議会議長会からの通知によりますと、廃止に伴う過去債務の支払いに必要な費用の財源ということは、すでに受給資格にある元議員の方に、支給する年金の財源については、地方公共団体が現職議員の標準報酬総額に応じて、負担するということになってまして、その負担する金額の一部か全部かちょっと判断つきませんが、地方財政計画に計上して、普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっていきますという通知が来ておりますので、額についてはちょっと不明ですけれども、財源措置はされているというふうに受け止

めております。

○議長（高橋和雄君） ということ。交付税の中に入っていると。

全額かどうかは分からないので。

その辺を認識しておいていただきたいなと思います。

よろしいですか。

そのほかご質問。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） それでは、私から何点かお聞きをしたいと思います。

まずは 79 ページの表彰関係でございます。

先日ですか、執行状況報告で、それぞれ村の表彰条例に基づく表彰者、報告、村長の方からあったところでございますけども。

表彰条例では、自治、産業、社会、教育、それから善行表彰、奨励表彰っていうことで感謝状を献上すると。こんな種類があるというふうに思うのですが。

私が今回言いたいのは、昨年の冬かな。人命救助という、こんなことだというふうに思うのですが。

具体的な名前についてはいろいろありますから、しゃべりませんけども。

ある所では、非常にこう、玄関に行くと新聞が溜まってるようだ。これ、おかしいぞということから、その人が中心になって、やっていたら、自宅の室っていうのかな、中にそれぞれおられて、かなりやっていたら、声を出したからわかったというケースで、それらの人命救助って言うのですかね。やった実例もあるのですね。

これ、恐らく、消防も救急車で出てますと思うので、詳細については分かるというふうに思うのですが。

さらに、案件としては 22 年の夏ですか。それぞれ、給食配布している段階で、見えないうことで、かなり周り覗いていくと、家の中で倒れていたと。そういうことで、娘さんに連絡したり、救急車を呼んだりという、積極的に人命救助をやってるケースあるのですね。

私も住民のほうから聞きますと、関係者については、この人が模範になるから、善行表彰、それから奨励表彰ですか、そっちに該当するから、推薦するということで、なかなかならないのですね。

ですから、私の言いたいことは、そこら辺は消防、あるいは総務サイドで詳細についてはわかることですから、今までも余りそういうのはしてなかったと思うのですが、今後については、そういうことでの、きちっといかんかと思うのですが、感謝状なり、善行表彰という部分で、奨励っていうかね、やっていってはいいいのかなというふうに感じます。

よりまして、村長として、表彰選考委員会なんかもあるわけですから、ケースバイケースにもよるのしょうけども、ぜひそこら辺の意見を聞く中で、積極的にこういう人命救助という関する部分について、住民の連帯感を持った形での、おおいにこういった表彰をしながら、住民助け合うという形で、やっていくべきでないかなというふうに思いますが、そこら辺の考え方について、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、情報公開、個人情報の保護審査会の関係ですが。審査会の 23 年、何回開催をしたのか。

審議の概要というのですかね、案件については、どんなものがされていたのか。

あるいはまた、公文書の開示請求件数については、何件請求があったのか、そこら辺に

ついて、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、2点目としては、79ページから81ページに掛けてなのですが、市町村交流の川越との関係でございます。

平成14年の年に姉妹友好都市盟約ということで、両長が宣言をしてやってるわけです。

執行状況でも、それぞれありましたとおり、中学生との総合交流、あるいはまた、10月ですか。川越の産業博覧会にということで、あらゆる交流がなされております。

骨子としては、教育文化、経済等の交流ということを継続的に進めていこうという盟約書にも出ていますけども。

私の言いたいのは、単なる教育文化の方はそれぞれ進んでいると思うのですが、経済等の交流において、産業博覧会ぐらいしかちょっと私の頭の中には、想定できないのですが。

そういった、村にはたくさんの地場産品、農産物があるわけですが、川越としては人口35万人ぐらいですか。大消費地があるわけですが。

そういった、地場産品がどの程度、川越市内で販売、消費されているのか。

とりあえず、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、83ページの、顧問弁護委託37万8,000円ということでございますが、相談件数が何件で、どういった案件が、もしあるとすれば相談されたのか、その辺教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑博君） 1点目の表彰の関係ですけれども。

昨年の冬と22年の夏については、ちょっと承知しておりませんでして、選考委員会の意見を聞くこともございませんでした。

総務ではなかなか把握できないということもありますので、表彰に当たりましては、村の関係各課及び各団体、主要な団体に推薦の依頼をさせていただいて、推薦をいただいた方について、表彰選考委員会に掛けて、あるいは表彰選考委員会としてこうゆう方はどうなのだろうということも会議の中ではありますけれども、その中で、決定するというところでございます。

ご質問にありました人命救助の関係につきましては、次の表彰選考委員会の中でも、ご意見を聞いて、村としての判断をしたいと思います。

一定の基準がありますので、最低限その基準を満たさなければならないということですが、その基準を満たした上で、該当になるかどうかについては、表彰選考委員会の判断ですので、意見を聞いてみたいと思います。

情報公開の関係で、情報公開、個人情報保護審査会については、昨年度1回開いております。内部情報の利用についてのご意見をいただいております。

それのみでございます。

特に、情報公開の非開示にしたことよっての、不服審査などについては1件もございません。

開示請求があった件数については、調べまして後程お答えをしたいと思います。

3点目の川越との交流ですけれども、経済交流につきましては、村としても発展していくことを大変期待をしたいところでありまして、川越との友好都市の盟約を締結して以降、毎年度、川越産業博覧会に参加をさせていただいて、農協中心に、村内の事業者の方も現地に出向いて、PR販売を行ってきているところであります。

本年度についても、同じような体制で参加をすることになっておりまして、このことか

ら、中札内村の農畜産物、あるいはそれらを活用した加工品などが川越市内で取扱っていただけたところが出るのですとか、あるいは、市民の方が常時購入できるような販売をしていただけたとか、そういったことを期待しながら現在までやってきているところで、引き続きそういった取組みを進めていきたいと思います。

どの程度消費されているかについてはまったく資料がございませんので、お答えできませんけれども、産業博覧会の会場にいらっしゃったお客様で、例えば、中札内農協のFAXあるいはメールによって、産直販売をやっておりますので、そういった取り引きといいますか、注文につながっていることもあるのではないかなと推測をしております。

4点目の、顧問弁護の関係では、23年度については、相談件数については0件です。

以上でございまして、公文書の開示件数につきましても、開示請求件数につきましても、分かり次第お答えをさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 公文書の開示の関係については、後程答弁させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） お答えをいただきました。

まずは、表彰の関係ですが、委員会で意見を聞くということでございますので、ぜひお願いをしたいというふうに思うのですが。

基本はね、総務課長言うように、関係者というのですか、それぞれ推薦する中で、表彰、村長が表彰選考委員会に掛けるという、こういうルールですが、先ほど言ったとおり、なかなかこの種ってというのは、取り巻きの人っていうのですか。なかなか、この人表彰すべきだということが、なかなか言えない実態なのですね。先ほども申し上げましたが。

ぜひ、そこら辺は、消防になるのか、総務になるのか、恐らくその辺だと思うのですが、情報わかる中で、やっぱりこういう基本となる人命救助って言うのは私は大切だと思いますので、ぜひ、すべてと申し上げませんが、案件によって違うのですけどもね。

住民の連帯感という部分では、非常に大事なことですし、命の関わる部分ですし、やっぱりそういう、隣近所、知人、友人ですね。そんなことを含めて助長するような形で積極的に、そういった奨励表彰なのか、善行表彰なのか、そういったことで、前向きに捉えていただいて、表彰選考委員会にも諮っていただいて、積極的に薦めていただきたいものだというふうに思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それと、2点目の川越の関係ですが、今聞きますと産業博覧会、経済交流ということで、産業博覧会に絞って、それぞれPR云々ということ言われましたけども。

私として思っていることは、それを契機に、だんだん、もう10年経つわけですね。かなり、日常的な経済交流の発展を望んで、発車したのだというふうに思っています。

それで、川越のほうも、それぞれ首長さんが変わられたということで、時代はどんどん、どんどん、進んでますよね。

うちの農産物、かなりあるわけなのですが、そういった物を大消費地、35万人の消費地に、積極的に言っていくのは、うちの村でないとなかなか言てかないと、これらが推進していかないのかなというふうに思っています。

私も詳しくはわかりませんが、農協は農協なりに頑張っていることだと思うのです。

併せて、村長筆頭に、商業ベースでは、なかなかこう、10年経っても日常的な経済交流ができないとすれば、向こうのトップなのか、それぞれ行政の方に働きを掛ける中で、

ぜひうちの村のそういった地場産品について、日常的に経済交流ができるようなことを、私は積極的に広げるべきではないかというふうに思ってます。

私の記憶ですが、向こうにも百貨店が、丸広百貨店っていったかな。なんか5店舗ぐらいあるという記憶にもありますが。その当時、農協さんも、ぜひ百貨店で云々というようなことも期待をしたことが私も記憶にあるのですが。

言いたいことは、そういう都市盟約してから約10年経ってると。そういう意味で、いろんな交流がなされてるのだけでも、特に経済交流という部分では、そういう資源がある、向こうにはそれぞれ大消費地を控えてると。そういうことで、もっと行政として積極的に乗り込む、訴える中で、少しでも地場産品が消化できるというか、消費していただけるような、もっとこう、積極的な形を村長以下、お願いをしたいものだなというふうに思います。

その辺の考え方について、再度伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 開示の関係はわかったのかな。

含めて答弁をお願いします。

田村村長。

○村長（田村光義君） 課長の方からちょっと具体的な報告はしませんでしたけども、実際に取組みをして、残念ながら、販売中止になったという、こういう経過も。

いわゆる、交流しているとこの物品も扱っていただけたということで、実際に、うちの産品も並べていただきました。あの、黒田議員言うように、通常。

でも、そこから広げたいということで、産業博覧会で、PRはそれぞれしてたものから。

ただ、やはりそこも、いわゆる第3セクター的な運営とは言いながら、やはり、商業ベースということで、残念ながら、うちの商品がなかなか捌けないということで、商品の中身も替えたりして、やっぱりアンテナショップとしてやっていただきたいということで、これは前の市長さんの、交流の始まりからあったものがようやく実現してそうだったのですけども。残念ながら、今は置いてないということで、違った仕掛けを今やっておりますので、以来、そこがちょっと、最初から狙い目として、そこにおきたいなということ進めていたものですから、その後、道が閉ざされてまして、新しい市長さんになってから、ちょっと、その話しっていうのは具体的にしていけないものですから。今ご意見あったように。

ちょっと横に行きますけど、議会も随分、議会のみなさんも出ていただいたのですが、川越の方の議員さんもそのことを随分、そうすべきだというようなこういうことで力強く思ってたのですが。

少し途絶えてることがありますので、また、今年も交流ありますので、何かの機会に、どんなことができるのかということが、また、ちょっと1からということに、残念ながらなるかと思うのですが。

ただ、そう簡単でないという反応も、私は直接その販売の所の代表者の所に行って、そのときは置いておりましたから。いろいろ情報収集っていう意味でお会いしたのですが、やはり、売れない物は置けないというのが現実なので、そういった場所が次の場所だとか、今デパートのお話ありましたが、そう簡単なことでは、デパートスペースどれだけ割けるのかとか、じゃあ、どれだけ売れるのか、あるいは民間サイドで、一時、丸広さんは経過があるのですが、その後続かないというのは、やはり、結果は聞いておりませんが、そういう分析も必要かなと。

思うほど物流って言うのは、非常に大変な面、単体のイベント的なことは努力すればなんぼでもできるのですけども。通常で、そういう流通に乗るってことは大変だということも改めて気づいているところですので、そうは言うてはいられないというふうにも思いますので、先ほど言いましたように、この後また、いろんな機会がありますので、お話をして、糸口を見つけないかと。できることはしていきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 先ほどの公文書の開示請求件数ですけども、23年度8件でございました。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 今の川越の経済交流につきまして、村長から答弁がありました。

私も、実際にやったことはないのですが、いろんな難しい問題というのかね、なかなか上手くいかない問題もあるのかなと。

村長としては、そういった望んでいるけども、なかなか上手くいかない、中止になったケースもあるよと、このお話を聞いたのですが。

私は、難しい問題だということで、ここでうちのほうで下りてしまいますと、本当に、博覧会でのPRぐらいに終わってしまうのですね。

ですから、多くの住民は、そういう教育、文化も非常にやっていることは分かっていると思うのです。

もう一つは、経済交流ということをやっぱりかなり期待をしている部分というのは多いですし、そんなこともあって、大消費地と盟約を組んだということではないかなというふうに思うのですよ。

ぜひ、行政だけでやれる問題ではないというふうに思うのですが、それぞれ、経済団体との連携しながら、うちの方からけしかけないとなかなか上手く展開しないという品物だと思いますので、村長が筆頭になって、総力を上げながら、難しい問題の解決のためにやっていけば、きつとなにか、明かりが見えるものは私はあるのだろうというふうに思いますので、ぜひその辺に力点を置いて、お金使うのであれば使うなりして、このものをやっぱり10年経ったわけですから、積極的にやっぱり展開をしていただきたいなというふうに申し上げて、私の質問を終わりにしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 村として考え方。

いいですか。

ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほか、ご質問はありませんか。

それでは、議会費、それから総務費についての、質疑を終わらせていただきたいなと思います。

続きまして、3款民生費、4款衛生費、5款労働費に移りたいと思います。

ページ数は108ページから152ページまでです。

概略の説明をお願いをしたいと思います。

始めに、岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、3款民生費、4款衛生費のうち、福祉課が担当いたします分野について説明させていただきます。

まず、3款民生費について説明申し上げます。

108ページをご覧くださいと思います。

民生費の支出済額は、前年に比しまして6,661万円余り増の約5億2,486万円となっております。

それでは、民生費での前年と比較して、特徴的なものについて申し上げます。

まず初めに、108ページ中段下にございます継続費及び繰越事業費、繰越額1,204万円でございますが、その内訳は892万5,000円が、22年度末の事業で認知症グループホーム梅花荘の定員増加のための工事と、113ページに記載しております生活支援ハウスのボイラー改修工事311万5,000円が年度をまたいだ事業でのことから、計上してございます。

右の109ページ下段にございます福祉基金利子積立のうち、9万6,992円について、予備費から充当してございますが、これは3月補正終了後に寄附金のございましたので、それで予備費から充当しているものでございます。

それでは、111ページをお開きください。

右上段、少し下にございます、負担金補助及び交付金のポロシリ福祉会運営助成金の520万6,352円ですが、前年に比しまして537万5,000円余りの減となっております。

これは、デイサービスの利用が伸びたことによりまして、村が持ち出す補助金が減額になったものでございます。

その下にございます、認知症グループホーム改修事業補助金は、先ほど申しましたグループホーム梅花荘の定員を6人から9人に増員するための工事に対しての補助でございます。

さらに、その下にございます福祉車両購入助成補助金は、恵津美ハイツのショートステイ及びデイサービス利用者用送迎車導入に伴うもので、村として購入費の約2分の1を助成してございます。

さらにその下、扶助費、法外援助、福祉灯油でございますが、これは昨年12月中旬以降の灯油高騰に際しまして、生活弱者に対しまして灯油150リットル相当を205世帯に燃料購入券を支給したものでございます。

次に、113ページをお開きください。

中段にございます敬老会事業費の報償費、敬老祝金ですが、昨年、敬老祝金等条例の一部改正がございましたので、例年の数え77歳と88歳の方の他に、新たに107名の方に各2万円を支給したことによるものでございます。214万円の増となっております。

その下になりますが、介護予防生活支援事業費の委託料の下から5行目にあります、移送サービス事業委託は、前年に比して140万円の減となっておりますが、115ページ上段にございます扶助費の高齢者等通院タクシー交通費と予算科目を分離したことによるものでございます。

次に、117ページをお開き下さい。

下段にございます、負担金補助及び交付金の最下段にありますポロシリ福祉会施設改修補助金1,640万5,000円は、のぞみ園のスプリンクラー設置工事とのぞみ園の内部改修工事に対しての補助でございます。

次に、119ページをお開き下さい。

上段にございます扶助費の中にあります補装具給付費は、前年より103万円増となっておりますが、これは車椅子や補聴器などの補装具の利用増によるものでございます。

その下、介護給付費ですが、施設入所者の減によりまして、約３５０万円の減となっております。

さらに、その下、償還金利子及び割引料の返還金は、主に平成２２年度の地域生活支援事業国庫負担金が確定し、国に返還するものでございます。

次に、飛びまして、１２５ページをお開きください。

上段にございます児童福祉費の需用費の修繕料１７５万３，５００円は、児童公園のブランコ修繕と、簡易トイレの修繕を実施したものでございます。

その下、扶助費の子ども手当では、国において制度変更がございましたが、三期に分けて６，６２６万４，０００円が支払われたものでございます。

次に、１２７ページをお開き願います。

保育所管理費の下段にあります委託料の中札内保育所改築事業設計業務委託２，６４０万１５０円は、保育所移転にかかわる基本設計と実施設計の委託料でございます。

そのページの下段にございます保育業務の賃金ですが、保育士及び調理員代替賃金は前年に比しまして、１０８万円余り減の７８１万６９５円、嘱託保育士賃金は約２５０万円増の１，４１７万３，２７１円となっております。

これは主に、入所児童の増及び未満児の増に対応したものでございます。

次に、飛びまして、１３５ページから４款衛生費となりますが、衛生費は保健センターの改修工事が２２年度に終了してございますので、前年に比して、約１億９６２万円減の２億１０２万４，５８２円となっております。

それでは、１４１ページをお開きください。

上段にあります、保健センター管理費の需用費の燃料費３５２万４，９３２円は、燃料費の急騰により前年に比しまして１８２万円の増となっております。

１４３ページでございます。

上段にございます母子保健事業費の委託料、妊婦健康診査委託は妊婦の増によりまして、前年に比しまして６１万円増の３４１万８，０８０円となっております。

１４５ページをお開きください。

中段にございます予防接種事業費の委託料の子宮頸がん等ワクチン接種業務委託は、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、２３価肺炎球菌ワクチンの接種を行ったことによりまして、前年より８５万２，０００円増の３９２万３，２５０円となっております。

次に、１４７ページをお願いいたします。

上段、上から４行目にございます成人保健事業費の委託料の脳ドック委託ですが、定員を５０人から１００人に拡大し、９５名の方が受診されましたので前年に比しまして、４８万円増の９５万円となっております。

以上で、福祉課が担当する分野についての概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 引き続き、住民課所管分について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、１２１ページをお開きください。

６目の社会福祉医療費、扶助費で不用額欄、２２３万９，７７６円となっております。

これは、ひとり親医療費８４万、重度心身障害者医療費８８万、乳幼児及び児童・生徒特別対策医療費５２万ほど執行残が出たことによるものでございます。

次に、４款衛生費です。

139ページをお開きください。

3目の診療所費、支出済額欄4、237万9,122円となっております。

前年に対して640万円ほど増加しておりますが、これは備考欄上段、上から5段目の修繕料、その中で、診療所の玄関自動ドアの交換。

その下にあります下段で15節、工事請負費で加圧給水ポンプの交換。

その下の医療用備品、眼底カメラと心電図測定器、これらを更新したことによるものでございます。

備考欄一番下の予備費から充当しておりますが、これは医療用備品の中で吸引機、痰の吸引機が故障したことにより、更新する必要があったことから、予備費から充用して購入をしております。

以上で、住民課所管の決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 衛生費、労働費はいいのかな。

それでは、民生費、それから衛生費、労働費についての質問を受けたいと思います。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 111ページになるのかな、ということで。

実際にこの予算があって、決算には出てきてはいないのですけれども、たまたま去年、くらしの便利帳をつくるというような内容があって予算化がされてたと思うのですけれども、それに対する、この決算が出されてないということは、どういうことなのかということが、まず1点で。

その次の、113ページで、移送タクシーですね。移送サービス業委託ということで、先ほど、説明がありましたけれども、高齢者等通院タクシー交通費ということで、分離したということでの説明があったのですけれども、その分離したというのは、どういう内容なのかということ、ちょっと。

まずその2点、お願いします。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） まず1点目のくらしの便利帳の関係でございますが、今年の3月、第1回の定例議会の中で補正予算で全額減額をさせていただいてまして、その時に説明をさせていただいてるかなと思いますが。

介護保健計画並びに障害者福祉計画の策定年、昨年は策定年でありました。それと、それに伴う、単価等の改正が伴うということで、3月末での発行ではちょっと数字が明らかに変わってしまうことが前提でありましたので、発行を先送りさせていただいたということで、24年度の予算の中で、再度計上させていただいているところです。

進捗状況ですが、既に、新しいもの、改訂版については策定が終わって、今納品をいただいているところです。

10月の広報か、配布方法はちょっと考えたいなと思っておりますが、冊子になりましたので、配布をしていきたいなというふうに思っているところです。

続きまして、移送サービスの関係です。

22年度までは、この移送サービス事業の中に、NPO法人夢といろさんの方に委託をしている、村内の移送の部分と、それとタクシー助成について、一緒のところで予算を計上しておりました。

昨年、制度改正を行いまして、これは議員のみなさんからご意見もあったところだと思っておりますが、タクシー助成の場合、それまでは、タクシー利用券ということで、券の発行

をさせていただいてました。2, 500円と3, 500円という形で、一般車両の場合は、2, 500円。車椅子、寝台車等については3, 500円ということで、券の利用をそれぞれのタクシー業者さんの方とやっていたいているときに、その券をタクシー会社の方にお渡しをいただく。その部分で一括請求をいただく、タクシー協会の方から一括請求をいただく方式を取ってましたが、乗る場所、さらには受診の医療機関によって、料金がそれぞれ、タクシー料金がまちまちになるということもあって、不公平感があるという指摘を受けながらきてましたので、その部分について、昨年制度改正をさせていただきました。

今は、実費分の2分の1と、それと実費分の3分の2という形での支給の方法に変えさせていただいてるものですから、それまでの委託と実費で費用負担をするということで、支出の中身が違うということで、組換えをさせていただいているところです。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） くらしの便利帳の作成についてはわかりました。

それで、通院タクシーの助成の分離ということの内容についても、NPOの夢というですね、その利用者の負担と、あとタクシーの負担の割合が変わったということ、私も承知しておりますので、わかりますけれども。

では、NPOに対しては、どれだけの負担をしたのかと。

それから後は、タクシーでも通院のために普通のタクシーを使う場合と、車椅子が乗れたり、そういうようなことで3分の、それは車椅子とか寝台を利用するときは3分の2でしたよね。その負担があったかと思うのですけれども、その割合。どういった割合で利用されているのかというような、中身の内容を教えてください。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） 今ご質問にありましたNPOさんの方の部分については、ここに実績として委託料として計上した金額を夢というさんの方に委託、支払をさせていただいているところです。

それと、タクシー助成の関係ですが、現在のところ、登録10名の方がおまして、一般の車両での通院については5名。それと寝台等、ストレッチャーが乗るタイプのものも含めてですけども、車椅子も含めて4名の方が利用されています。

それと、人工透析で通院をされている方が、これ一般車両になりますけれども、1名の方がいらっしゃいます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、ご質問があれば出してください。

よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、何件かお願いをしたいというふうに思います。

113ページの緊急通報システム事業ですが、23年度末ですか、現在ということで利用者の数と、その人たちの利用状況というのですか。併せて、それらの運用の関係について適正になされているのかどうか、確認をさせていただきたいと、このように思います。

2点目としては、115ページの老人クラブの関係です。

村内の老人クラブにつきましては、喜楽会、寿会、興農クラブという3団体がそれぞれございますが、会員数と合わせて、それらの会員の状況が近年どういう状況で、増えてきているのか減ってきているのか、その辺の状況、知りたいのと、併せて、かなり増えてきていると思うのですが、例会等の会場について、年々狭い状況になっているのかなというふうに

想定するのですが、そこら辺の心配の状況はないのか。

その辺をお聞きをしたいというふうに思います。

とりあえずその点、お願いをいたします。

○議長（高橋和雄君） 岩崎福祉課課長補佐。

○福祉課課長補佐（岩崎孝哉君） ご質問の緊急通報システムの関係でございますが、現在というか、23年度末で、設置をされている世帯については45世帯という形になっております。

ちなみに、22年度末の部分でいくと42世帯ですから、3世帯ほど年度内に増えているということになっております。

運用の部分につきましては、広尾町でありました、誤報というか、火災が起きたケースがあったとき、あの時にも質問をいただいたかなと思いますけれども、本村の場合は、札幌市にあります安全センターというところと委託契約を結ばせていただいて、通報については安全センターに通報が入ります。通報の内容によって、緊急性があるという場合には、救急の要請をする。

さらには、日常の健康相談ですとか、そういったものも含めて日々行われているところです。

それで、23年度の通報についての総件数については年間1,468件ということで、先ほど言いました、間違っって押した部分なんかも含めて全部入りますけれども、それだけの総件数になっております。

それで、昨年につきましては、4月と年を明けて今年の1月になりますが、通報の内容によって救急車の出動が必要だということで、救急要請をして救急搬送になっている分については、それぞれ1件ずつということで2件発生をしております。

通報から出動に関しては、場所にもよりますけれども、到着時間がございますからあれですけども、おおむね3分から5分の間には出動をし、搬送に入っているというところで、実際、運用については、なされているというふうに判断をしているところであります。

それと、次の質問、老人クラブの状況でありますけれども、23年度末の状況でいけば、喜楽会が175名、寿会が60名、それと興農クラブさんが45名ということで、総数280名という形になっています。

ちなみに、22年度、前年度と比較すると、若干、それぞれのクラブ、興農会は3名ほど伸びてますが、他の部分については、若干減っている状況です。トータルで284名ということですから若干減っているのですが、その前の21年度までの部分から見れば、22年がちょっと減ったというだけで、指摘のとおり、加入者については、増加をしている傾向にあるというふうに見てよろしいかというふうに思います。

それと、それぞれの活動の拠点になっている部分で、寿会については、上札内公民館が拠点になっておりますし、喜楽会については保健センター。それと、興農クラブについては、興農会館という形になっています。

それぞれ、お聞きをしている中では、興農会さんを除いては、おおむね面積というか、利用についてそう大きな不満というか不服は無いということです。

ただ、興農会さんについては、建物が古いのと、狭いということがあって、若干不具合はあるというようなことはお聞きしているところであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、145ページで予防接種事業についてですけれども、委託料の方で、子宮頸がんワクチン等の接種委託というところで、報告があったのがありますね。子宮頸がんワクチンは対象者が22人中のうち、接種をしたのが17名で、77.3パーセント。

ヒブワクチンに対しては114名対象者のうち26名が接種者で22.8パーセント。

小児肺炎球菌ワクチンが対象者125名のうち39人で31.2パーセント。

後期高齢者の肺炎球菌ワクチンが対象者が576人で131人で22.7パーセントというような報告がありました。

それで、私はこの対象者の割に、接種していただいた方が少ないなという印象で思っておりまして、子宮頸がんワクチンに対しては、当初のこれを接種をするという時点では、対象者が多かったのですけれども、今は、中学1年生が対象者だというように思っておりまして、その22人のうちの17人が受けていただいて、この接種率も高いわけなのですけれども。

他の、今言いましたものに対しては、少ないのではないのかなということでは思っておりますので、その低い原因はなんだったのか、それとまた、その低い状態であったことに対して、みなさんの周知方法をどのように取られたのかということについて、お願いしたいと思います。

次に、成人保健事業のことで、集団検診で、いろいろと胃がん検診をはじめ、ずっとありまして、特定健康診査までいろいろ検診内容が載っておりまして、その中で、今年の胃がん、肺がん、それらの対象者がどれだけいて、どのような内容であったのかということで、それと同時に、このがん検を受けた人たちの要再検ですとか、指導が必要だとか、そういった人たちがいたかと思うのですけれども、その人たちの人数などが分かれば教えていただきたいと思います。

それと、あともう1点。

次のページの脳ドック、これも一緒に脳ドックも今年は100人対象で、95人の方が受診したという内容でしたけれども、この脳ドックを受診した人たちに対しては、個人個人が病院へ行って受診をするわけですから、その人たちに対しても、もし何か不安な点があった場合には、その個人にも通知というか、知らせがあるかもしれませんけれども、村にも、この受けた人たちが、こういう様な状態で今後の経過なども注意しなければならないですよっていう、村にも報告があるのかどうかということに対して。

その点について伺います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、私の方からワクチンの接種の関係でございます。

23年度におきまして、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、さらには子宮頸がん、そしてお年寄りに対しましての、23種のワクチンの関係でございます。

このヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、この事業が行われたときに、一度接種事故が、原因不明の事故がございまして、これの究明するのにしばらく控えた時期がございました。その影響が、どうしてもこの場にあるのがまず第1点でございます。

結果は、その原因は、接種に関しての直接的な影響というわけではなかったのですけれども、どうしてもそういう事故があつて、さらにその事故が起きたのが、注射を一気に肺炎球菌、ヒブワクチン両方をいっぺんに打つという、そういうことで事故が起きてた場

合がありますので、どうしてもそういう接種に対しての心配が出たのが、まず第1の原因だと思います。

それに、この方たち、とくにヒブと小児用肺炎球菌ワクチンを打つのが、2カ月から、かなりの刻みの中での打つことになります。そんなことで、他の予防接種とどうしてもダブるところがありますので、そのローテーションの中で、子どもさんたちの体調をということを考えていきますと、なかなか予定通りにスムーズに受けられなかったのが、まずヒブと小児肺炎球菌ワクチンについては、そういう形だと思っております。

それと、子宮頸がんのワクチンにつきましては、これにつきましては、かなりの接種率、70パーセント以上の接種率でございますので、この辺のところには、まあまあかなと思ってございますが、もともと、この打たない方につきましては、接種自体に対してのアレルギーというか、そういう方の保護者がいらっしゃいますので、その方たちには、なかなか難しい面があるのではないかなと思いますけれども、それ以外の方につきましては、このときだけではなくて、後でも打てるような形で対応していますので、この辺のところは、なんとかなるのかなと思っております。

あと、肺炎球菌の23価の肺炎球菌ですけれども、これが昨年の震災の影響がございまして、最初は潤沢にワクチンがございましたけれども、1月、2月の段階で、ワクチンがちょっと一時受けなくなる時がございました。

その辺の影響がございまして、若干、低い形になったのではないかなと思いますけれども。

ただ、そのワクチン接種が解禁になってから、その打とうと思っていた方は全員打たれておりますので。ただ、そういう時に1回、打つべき時に打てなかったのが、この辺の原因かなとは思っております。

そういう点が、その3つのワクチンに対しての理由でございます。

それから、成人の関係の検診の状況でございます。

まず、23年度の胃がん検診の受診率並びに異常者の状況でございます。

受診率につきましては28パーセント、そして受診者はまず420名でございました。そのうち精検になられた方が26名。そのうちの16名が再検をしていただきまして、ほとんどの方が異常無しということでございます。

それから、肺がんでございます。肺がんにつきましては、480名の方が受診されまして、精検になった方が13名でございます。このうち、がんの疑いを含めましてお一人の方が肺がんの疑いがあるのではないかなという形で、精検のほうに回ってございます。

それから、大腸がんでございます。大腸がんは、受診者375名ございまして、そのうちの精検対象者が27名でございます。精検の方についての、特別ながんという形はどなたもいらっしゃいませんでした。

それと、昨年23年度から始めました前立腺がんでございます。これにつきましては、119名の方に受けていただきまして、実は、精検の方が10名いらっしゃいました。そして、その中にがんの疑いを含む方が、実に3名いらっしゃいました。前立腺がんの、この検診を勧めて早めの発見ができて良かったなと考えているところでございます。

それから、特定検診の受診率でございます。

特定検診につきましては、22年度の数字はしっかりとした数字なのですが、23年度の数字というのは、若干、上下します。

ただ、一応、今の現在で分かっている範囲でいきますと、対象者23年度325名中、

精検の方が87名。そのうち、33名の方が受診していただきまして、経過観察を含めまして異常という形の方が、指導されている方が25名いらっしゃいます。

全体の受診率なのですけども、22年度が36.5パーセントでございまして、23年度現在わかっている数字では、35.7パーセントという形で、若干下がっているところでございます。

それと、脳ドックの関係でございます。脳ドック95名の方です。100名、全員申し込まれましたけど、途中で転出される方ですとか、当日体調が悪い方という形で95名の方が受けられました。この結果につきましては、全部一回、私どもの方に来ます。ですので、中身はよく分かっていて、この方たちに必要なフォローがあれば、保健師の方からさせていただきますという状況でございます。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をしたいと思います。

25分まで。

2時25分から再開させていただきます。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時25分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

民生費、衛生費、労働費。

質問を続けさせていただきます。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 先ほど答弁いただきましたけれども、また、再質問させていただきます。

それで、接種率が低いヒブワクチン、小児用肺炎球菌などについては、なぜ低かったかということがわかりました。

この子どもに対してのワクチン接種というのはこれだけでないので、先日の補正予算の中でも、ポリオのワクチンが不活化ワクチンに変わるということで、あれも今までの生ワクチンは2回で済んだのが、今度4回になるということで、本当に短い期間でいろいろなワクチンを打つということになると、本当に子どもの負担、また親もそれを管理する負担というか、大変なことが多いのではないかと思いますけれども、この人たちに対しても、やはり、これからもきめ細かな対応をしていただくことが望ましいのかなというように思います。

それとあと、高齢者の、この肺炎球菌ワクチンが対象者が576人いて、131人で22.7パーセントという報告がありましたけども、これについては、去年ですか、ワクチンを打つということになったので、周知をしてないということ、皆さんが、対象者があまりこのことについて知らないということもあるのではないかと思います。

それで、今後、どういう周知をして、やはりこれは、高齢者が最終的にいろいろな病気にかかって、風邪を引いたりなんかをしても、肺炎が原因で亡くなるというようなことが多いということも言われてますので、そういったことも、ちゃんと皆さんに分かっていただいて、これの利用を拡大していく必要があるのではないかなというように思っておりますので、そのいった考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

あと、それと、国保の集団検診の中で、いろいろ説明がありました中で、やはり胃がん

をはじめ、いろいろながん検診をした中で、要検査というのが必要な方が何人かいるということは、それだけ効果があったということで、早期発見、早期治療に結びつくというようなことがありますので、ぜひこの拡大にも努力が必要ではないかというように思いますので、だんだん受診率が下がっていくということが問題かなと思いますので、今後に対しての対策などがありましたら、お願いしたいと思います。

それとあと、この特に、乳がんと子宮頸がんの検診なのですけれども、これは、乳がん、子宮がん検診については、クーポンを利用してできるという、5歳刻みでできるという制度があります。その制度が、今までは多分、指定の病院に行って受けるということで、このクーポン券を利用していたかと思うのですけれども、それが中札内の集団検診の中でも、この検診ができるようになったというように理解しておりますけれども、それによって、この効果が上がったのかどうか。

それについて、お聞きしたいと思います。

あと、もう1点。

そうですね。特定検診等で、メタボですね。メタボ検診で、いろいろとメタボですから、これからの生活習慣なり、いろいろなことに注意してくださいということが結構いたと。

受診者の中で87名の方が、そういう対象者であったということもあって、このことについては、やはり将来病気になるということも懸念される、この検診ですので、このことについてはやはり積極的に指導して、その改善に努めなければならないと思っておりますので、その対策としてヘルスアップ事業ですとか、運動の勧めをやっているというように思いますけれども、そういった人たちの効果、やった結果の効果などがありましたら、教えていただきたいと思います。

それとあと、さきほど脳ドックのことについて受診あった人たちには、村の方にその報告がなされるということでしたので、その中で、脳ドックですから、脳に異常があったですとか、将来、脳の血液の検査もありますし、あの場合は、血管年齢などもその検診の中身にはあると思いますので、そういったことで、これからどういうことを注意していかなければ、脳ドックに対する、脳ドックを受けて、脳に対する健康維持するためには、どういう指導があったと思いますけれども。

それに対しては、村としては、ただ結果を受けるだけであって、何もしていないのか。

また、何かしているのか。

その点について伺いをします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、まず1点のヒブや肺炎球菌の関係での、ちょっと低い部分についての関係です。

これにつきましては、接種の必要なことにつきましては、生まれたお子さんには必ず私も保健師が出向いて面談を行ってございます。

そのときに、このヒブと肺炎球菌の打つ必要性について、毎回お話をさせていただいておりますので、その辺のところから、各検診のときなどについても、そういうお話をずっとさせていただきまして、接種の努力についてはさせていただきたいと思っております。

それと、高齢者に対しての23価の肺炎球菌なのですけれども、22.7パーセントという形になっています。主に受けられるのが、施設や病院に入院されている方が打ったという方が多いです。一般の方については、なかなか、わざわざという方はなかなか少ないようですので、この辺の周知についても、広報等、それから老人クラブのときにでも、私

ども直接お話をさせていただきたいなと思っております。

それから、国保の集団検診で、さきほども言いましたがん検診等の部分につきましては、早期発見ができるものが相当ありました。

ただ、受診率がちょっと低いので、この辺のところをもう少し向上するように、特定検診のときも含めてですけれども、そういう努力をさせていただきたいと思います。

具体的に言いますと、国保の特定検診のときに、前年度まで受けていない方、100人に対して電話させていただきました。

そうしますと、そのうちの21人が今年その中で受けていただけました。残りの80人の方につきましても、半分は自分は病院にかかっているから、血液検査もやってるから、今回はいいわという方、残りの半分の方については、病院嫌いとか、今のところは必要ないというそういう方たちだったので。

ただ、100人の方に電話して、20人の方が新規で受けてくださりましたので、この辺については、同じような活動をこれからもずっとやっていきたいなと思っております。

それから、女性特有のがん検診の関係のところで、クーポンを利用できる方、5歳刻みでクーポン利用できる方たち関しまして、村の集団検診でもそのクーポンは活用できるよということで今年からさせていただきました。

それを利用される方も何人かいらっしゃいますけれども、総体的に、がん検診だけで病院へ行くというのは、いくら無料の券を貰っても、なかなかその必要性を感じていただけないので、その辺が、これは中札内村だけではなくて、全国的なものなのですが、その検診の必要性、それについて、もうちょっといろんな面で訴えていきたいなと思っております。

それから、メタボの関係で、いろいろ、その後のフォローのことについてやらせていただいておりますし、それに応じてくださる方が多々いらっしゃいます。

その中で、夏では水泳の関係で2回、それから秋ではジョギング・ノルディックウォーキングで1回、それから冬場2月から3月の下旬に掛けて、いろいろ6回開催させていただいております。

そんなことで、そんなところで参加していただける方がいらっしゃいまして、この方たちにつきましては、参加していただける方については、そういう食生活への改善だとか生活改善をして体重管理をするだとかとかという、そういう生活改善へ向けた意識が芽生えているのはあるのですが、あくまでも意識して参加していただける方ということに限られておりますので、この辺も、もっと参加しやすいような環境づくりに努力していきたいなと思っております。

それから、最後の脳ドックの関係です。

脳ドックにつきましては、単に脳ドックの検診だけではなくて、そのほかにもいろんな検査項目がございまして、総体的に、人間ドック以上な感じの検査がしていただけますので、非常に有能な検査だと思いますので、ぜひ参加していただきたいと思います。

ただ、先ほど検査結果を申し上げますけれども、95名のうち完全に異常無しとされた方が36名で、それ以外の方が、59名の方が何らかの治療なり検査が必要だという方になってございます。

そんなことで、そのうちの特に心配な方が11名いらっしゃいまして、脳動脈瘤等で9名、頸動脈閉鎖症で1名という、そのほかで1名という、ちょっと心配な方が95名中11名が出てくるという、そういう率できますので、脳ドックの場合については、かなりの

確立でいろんなものが発見できるのでないかなと思っておりますので、その辺も大事なことからと思います。

ですので、そういうところから分かるのは、保健師の方からもそういう指導を特にさせていただいているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今、これからの取組み、反省を踏まえてこれからの取組みについて報告がありましたけれども、やはりこの健康に対する住民の関心も高いのですけれども、関心が高くても、やはりそのこういうような検診などをして、それに結びつくというまでなかなかいかないということもありますので、ぜひ検診を受けて、そういう効果을導き出されるのだということも皆さんに周知していただける努力をしていただきたいと思いますし、特に、先ほどの脳ドックの検査で11名の方が、これから治療がぜひ必要だということであったのは、効果が大きいのかなというように私も感じました。

そこで、この脳に対する疾患が起きたときには、大きな治療につながります。

脳梗塞ですとか、いろいろなことにつながっていきますので、そうするとやはり、村の治療費も負担が大きくなるということで、ぜひこの事業については、心配な方に対して、また、それ以外に対しても、心配だという人も含めて、やはり保健師なり何なりの指導なりをして、改善をしていただきたいということを思いますので、そういったことで、私の意見として申し上げておきます。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお伺いをしておきたいと思います。

はい、そのほかご質問。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 2、3点について申し上げたいというふうに思います。

まず、お聞きをしたいのですが、1点目として、村全体の死亡率といえますか。

一般的には、心疾患、脳血管疾患、がんとかということで出てるようですが、本村においては、どういう順位かなということで教えていただきたいというふうに思います。

それと、今もお話ありました、145ページの成人保健事業の関係ですが、胃がんから、それぞれ各種検診があります。

先ほどのお話ですと、23年度の胃がん受診率28パーセントという、お話も聞きました。私も前から受診率ですね、非常にこう28パーセントで、一部の住民っていうか、なかなかそれでは、住民の健康というのは守れないなというのは気がしまして、受診率向上に向けてのお話もした経過がございますが、やはり決められた保健師しかおりませんし、足も限られているということで、どうしてもこう、パンフレットあるいはまた指導といっても1件1件というわけにいかないですし。

どうもその辺が、今テレビもありますしね。

その辺で、なかなか展開しても受診率アップには私はつながらないということで申し上げたことがあるのですが、そのためには、去年、一昨年かな。保健推進協議会あったのですが、解散されたということを知っておりまして、非常に残念だという気もするのですが、そういったことで、言ってみれば住民活動を向上させることによって受診率アップというのかな、それがつながるといふふうに思いますので、ぜひ、そういう協議会も無いのですが、私の提案としては、村内何地区かなのか、1地区なのかわかんないのですが、そういったモデル地区をつくって、ぜひ保健師が核となって、その地区内については、保健師が核となって、さらにその保健に関する役員の方々と一体となった形でやっぱり健康を守

ってくってという形が、受診率アップにはつながっていくのではないのかということで以前申し上げたのですが、ぜひそこら辺を追及していく必要があるのではないのかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

もう1点目は、151ページの墓地管理の関係です。

これも、以前に申し上げたことがあるのですが、主には、通路の関係と簡易トイレの関係ということで、課長の方から通路の関係については、非常に難しいところもあるなということで、非常に記憶にあるのですが、もう一つについては簡易トイレの関係で私も指摘をさせていただきました。

その後、早急に修繕について、現地を見て対応したいと、こういう話もあったのですが、その辺見られたのかどうか。

とりあえず、その関係について、伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 死亡率の関係ですけれども、がん、もしくは心臓疾患とか脳疾患とかいろいろあると思いますが、その辺のところの詳しく分けたやつ、今手元に資料を持ってございませんので、後程させていただきたいと思います。

それと、受診率アップに関してのことでございます。

私どもも、これが、特定検診やあるいはがん検診や何かもやっていて課題だと本当に思っています。

できるだけそういう住民活動とタイアップさせてということで、黒田議員が言われるように、モデル地区ということもひとつの提案だとは思いますが。私どもの方として、今考えているのですが、この特定検診を20年から実施しまして、ある程度データが蓄積されてきてございます。

そんなことで、その辺のデータに基づいて、具体的に、例えば、この行政区どこどこが落ちているよとかという、そういうところまでのレベルの状況が今できつつあります。

ですので、行政区長会議の時だとか、それだとか、村おこし懇談会だとかいうような、そういう場に、そういう健康の関係の話をさせていただける場をできるだけ持っていて、そういうことをお話の、何とか健康に対するそういう意欲が湧くような、そういうようなお話をちょっとさせていただいて、ちょっとなんとなく期待できるのではないかなと思って、今準備している最中でございます。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 墓地の簡易トイレのドアの部分、閉まらないとのことでの指摘でございました。

雪が解けた後、現地調べて蝶番の部分が欠けていて上手くそれが閉まらないという状況でしたので、その修繕については、村内の業者さんに直すように依頼をしております。

お盆には間に合わなかったもので、今度のお彼岸までには、完全に直すようには、再度指示を出していただいております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 受診率向上、いろんな方法があると思うのですが、課長いわくは、特定検診の部分について、データで行政区、低いところについて区長を通して上げるようにと、そういう間接的な形で受診率向上という、そういう話だったのですが、私がお話ししているのは、今言うように、全地区といたって難しいわけですから。

保健指導の態勢の問題もありますし、ぜひ、そういうモデル的な行政区というのかな、地区というのやはり設けて、保健師がその指導のトップなりにつくなりして、そこと連携をして、実際に動くのはその役員さんというのか、仕事している奥さん方については非常に難しいと思うのですが、中には関心があって、やってみようかという人も中にはいると思うのですね。

だから、そこら辺のところとタイアップしないと、なかなか知識というのですか、テレビだとか本だとか、あるいはまた、保健師の話ということで、その辺非常に溢れているのですね。

そういうことは、分かると思うのですが、実際、受診するかしないかというのは、同じ行政区なり地区のいる人たち同士で、ひとつ、そういうことで受けてみようとか、こうだとかという自主的な活動が私は受診率アップにつながっていくのではないかなというふうに、私は想定をしておりますので、ぜひ、保健指導の中のスタッフとそこら辺について真剣に議論をしていただいて、受診率が、胃がんであれば28パーセントということで非常に低いわけですから。せめてこう、半分以上に受けれるような形で、ぜひ保健指導ということで、展開をしていって欲しいものだなというふうに思っています。

それと、あと、トイレの関係、非常に細かい質問なのですが、これ、墓地の簡易トイレ、非常に村の財政も厳しいということで、あれもできないこれもできないということですが、ああいう形で、実際、意見も聞きながら、私も見て指摘をさせていただいたことが、私もごく最近、改めて確認しに行きました。

全然、前回と同じような、今話を聞くと、発注して1回直ったようなことの話を聞いているのですが、どうも、こう、誠意というのかと思っていましてね、村全体のそういったものが、あちこちにあるのではなかろうかというふうに思いますので、ぜひお金の掛からない自然の小さい事柄についても、ぜひ点検をしていただくなり、住民が使いやすい形で整えていくことが必要ではないのかというふうに思っています。

実態話しますと、今言うように、トイレが全然閉まらない状態です。身障者はもちろんのこと、あれではたして、ちょっと高いのですけども、高齢者や何か本当にあそこで用を足せるのかなという気がしますので、そこら辺、細かいことで何回も言うのもあれなのですけども、ぜひ実態を見ていただいて、身障者については火葬場の方もいるから利用してくれということなのですけど、結構遠いわけですね。そのためには、簡易トイレがあるわけですから、その辺、高齢者なんかも使いやすいってようなことの形を、ぜひ、細かい話しですけども、整えていただくとともに、申し上げました他の公共施設のそういった修繕箇所がないのか、村全体のチェックをもう一度していただきたいなというふうに思います。そこら辺の答えについて、伺いたいというふうに思います。

それと一つ提案をしたいのですが。

胃がん対策のピロリ菌検査っていうのがあるのですね。

私もちょっと調べさせていただきました。

それで、WHOの疫学調査っていうのかな、そういう中では、ピロリ菌については、確実に発がん物質と認定をして、除菌によって胃がんの発生が3分の1に抑制できるということが言われております。

行政としても、住民の健康維持、あるいはまた、医療費の抑制につながるができるわけでありますので、ぜひ来年度に向けて検査に対する助成について、検討すべきだというふうに思っております。

ちなみに、新聞によりますと、鹿追町については、今年の4月から40歳以上検査に対して、全額助成ということで、3,000円か5,000円ぐらい掛かるのですかね。ちょっと細かいことはわかりませんが、全額なのか2分の1か別にして、ぜひ、この辺のことを訴えるなりして、推進していくことが、胃がん対策にもつながるのではないかというふうに思いますので、そこら辺の見解についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見が多かったと思うのですが、答弁できるものがありましたら、答弁をしてください。

山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 簡易トイレのドアの関係でございます。

これはもう、すぐに直すべきものであったというふうに思います。

ただ、ご指摘があったのが冬場ということで、春、雪解けてからということで待ったのがまず一つ間違いであったのかなというふうに思います。

ただ、こちらの方といたしましても、その蝶番等がおかしくなっていること自体は、目視というか現地に行って確認しておりますので、そのことで戸が閉まらなくなっている原因事態が把握をしておりました。

あとは、蝶番になっている部分の修繕をお願いして、それが修繕になるのを待っていたということでございました。

もっと早急な修繕をするよう、こちらの方も完了が確認できるよう、もっと誠意を持ってやるべきであったというふうに思います。

大変申しわけございませんでした。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 特定検診が始まりまして、20年から23年までのデータがあるということでできております。

それに合わせまして、集団検診で、がん検診とのデータも、それに合わせて、その部分蓄積させて今います。

それらのデータに基づいて、かなり詳しく、そのデータの中身が、今調査させているところでございます。

それに基づきまして、先ほども言いましたように、効果的な受診率アップの方法を、ぜひ作成して、そして、黒田議員が言われるような、そういうモデル地区ができるのかどうかはそれはちょっとまた別にいたしまして、そういう受診率アップにつながる、そういう指導を実施していきたいと考えております。

それから、胃がん対策のピロリ菌につきまして、このことにつきまして、鹿追で実施しているというレベルのところまで、私どものほうで把握はしてございます。

ただ、このピロリ菌の関係につきまして、検査に対して、ただ誤差がちょっとあるというのも一つの本が、その当時出ていたのを覚えているところでございます。

そんなことで、この辺につきましても、ちょっと調査研究させていただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 受診率アップのモデル地区については、私は別ということではなく、ぜひそれらも含めて内部で検討してもらいたいものだなということを再度お願いを申し上げます。

さらに、簡易トイレにつきましては、そういう実態です。

見てみると、先ほど申し上げましたけれども、歪みっていうのですか、はたして高齢者なんかも、非常にしづらいような感じがしますので、そこら辺、この際、使いやすいようなトレイにできないものなのも含めて、検討して、住民が使いやすいような形で対応をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほかご質問。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 121ページの、乳幼児医療費の関係なのですけども。

前年度の決算が838万円、それを見てということだと思うのですが、当初予算が850万円になっているのですよね。

決算額が703万円ですけども、前年度と比べても減っているってことは、それはそれで本当に子どもの病気、怪我が少なかったということで良いことだと思うのですが、それはそれで問題ないのですけども、何か、この減ったことの特別な理由があるのか。ただ単に、件数が減っただけなのか。さまざまなワクチン接種助成が、今行われてますから、その結果によって、今まで多かった病気が特別減ったものがあるのか。

その辺をお伺いしたいのと、あと、153ページ、冬期雇用対策ですね。

これらの募集人数に対して、村民から、どれぐらいの応募があったのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） まず、1点目の乳幼児医療費の決算額、22年決算が830万円ぐらい、約840万円ぐらいだったのですが、23年度の決算額が700万円ということで、大きく落ちた原因がどの辺にあるのかということなののですが、実際、その病名等からそこを推測することはちょっとできないのです。

レセプト1件、1件、中身全部調べたわけではありませんので。

ただ一つだけ言えることは、請求件数は23年度も22年度もほとんど変わっておりません。実際に、請求があった件数ですね。件数自体は変わっていないということは、その内容が、恐らくですけども、医療費が大きくかかる入院だとか、その辺の部分が大きく影響があったのではないかと。

つまり、22年度の方が多かったということではないかなというふうに推測をしているところです。

ですから、ワクチン等の接種で、そのことによってというところまでは全然推定ができてないということを、まず申し上げた上で、今の推測をちょっとしてみました。

それと、労働費、失業対策費のところで見ている、労働対策の部分については、2種類ございまして、労働雇用対策事業と冬期雇用対策特別事業。その対象者は、それぞれ違うわけなのですが、季節労働者の方で失業中の方を対象に行っている労働雇用対策事業については、募集30名に対して約満度の30名が応募されました。

それと、もう一つの冬期雇用対策特別事業、予算の段階では12名程度ということで行っていたのですが、実際申し込まれた方は、予算段階で18名で積算をしています。

それに対して応募された方が、12名ということでした。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問ございませんか。

次へ進ませてもらってよろしいでしょうか。

次の段階になるときに、メンバーが変わらなければならないので、暫時休憩させていただきます。

15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

6款農林業費、7款の商工観光費、8款土木費、ページは152ページから188ページまでの質疑を受けたいと思います。

まず最初に、概略説明をお願いします。

答弁漏れあります。

先に、答弁漏れがあるそうです。

そちらを先に。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） すみません、先ほどの死亡疾患の、死亡の原因のものでございます。

中札内村の場合の第1位になってございますのが、悪性新生物ということで、がんが1位でございます。

ただ、1位と2位の差が非常に少なく、2位が心疾患でございます。ほとんど同じぐらいの数字レベルだと思います。

それから、第3位が脳血管疾患でございます。この部分になりますと、それらの死亡率の3分の1ぐらいの方になります。

あと、肺炎、老衰、自殺というような形になってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

それでは、概略説明を、お願いしたいと思います。

初めに、阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 6款農林業費、7款商工観光費の概要について、ご説明いたします。

はじめに、6款農林業費です。

155ページ、備考欄中段、食と農業農村振興基金費の基金積立511万円のうち、500万円は堆肥処理施設維持負担金を、11万円は寄附金を積立したものです。

157ページ、農業振興推進費は、農業担い手対策、種子馬鈴薯防除対策補助、食の中札内産推進パートナー推進事業、食育推進事業などを実施しております。

157ページ、中ほどの負担金補助及び交付金では、新・元気な畑づくり事業で、客土18件、石礫除去22件、ポロシリ元気堆肥購入助成2件、そして、昨年から新たに助成したストーンクラッシャー事業24件、合わせて674万8,000円を補助しております。

159ページ、農業振興事業費の強い農業づくり交付金は、平成22年度の繰越明許費で計上したもので、JA中札内村の農産物加工処理施設のむきえだまめ加工処理設備に3、

456万円を交付しております。

次の地域づくり交付金は、J A中札内村が事業主体となって行った小規模土地改良事業、ストーンクラッシャー事業が対象となり、上限額の400万円の交付を受けております。

豆資料館管理費ですが、ビーンズフォトコンテストの実施や、4月から3月まで、延べ21回の企画事業を実施しております。

165ページをお開き願います。

3項畜産費に入りますが、下段3目、牧場費の13節委託料の不用額503万3,000円は、牧場管理委託料精算に伴う執行残でございます。

167ページ、上段、牧場管理委託料は9,782万円で、前年度に比べて約361万円減額しております。特定財源の牧場使用料と捕獲手数料は合わせて9,491万円と、昨年、村内酪農家での法定伝染病ヨーネ病の発生により、移動制限の影響を受けまして、使用料も減額となりました。

4目林業費に入ります。

169ページをお開きください。

村有林管理費の村有林整備工事2,253万円は、植栽、下刈り、除間伐、準備地拵えを実施しております。

次に、7款商工観光費です。

171ページをお開きください。

上段、消費生活対策事業委託94万5,000円は、消費者協会に委託して、消費生活相談窓口の開設などを行っております。

経営改善普及事業補助金は、商工会に1,415万円交付。

空き店舗活用実験事業補助金は、地域の交流の場として、空き店舗を改修する費用を交付しております。

また、商工会が実施した、商工会設立50周年記念販売促進事業には、商品のプレミアム額とスタンプラリー事業の経費に合わせて524万円の補助金を交付しております。

21節の貸付金、4,000万円は、金融機関に預託して、3倍以上の融資枠を設け、中小企業に融資を行う育成振興のための預託金です。

173ページです。

観光費の負担金補助及び交付金の不用額218万3,000円は、観光振興事業補助金が207万6,000円、花フェスタ補助金が10万7,000円の執行残によるものです。

備考欄上段の観光振興事業補助金は、観光協会に608万8,000円を補助しております。

中段、札内川園地管理費では、バンガロー建設、キャビン5棟撤去、バンガロー3棟建設に1,827万円。

札内川園地施設改修工事710万円は、山岳センターの屋根及び外壁塗装を行っております。

下段、花づくり推進費では、総務省の地域おこし協力隊事業により、花のまちづくり推進員2名を採用し、事業を推進してまいりました。

○議長（高橋和雄君） 次に、長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） それでは、施設課が所管しております事項について、概略を説明させていただきます。

まず、6 款の 4 目、1 6 1 ページをお開きください。

下段の、土地改良事業費でございます。

戸蔭大橋改修に伴う農道整備特別対策事業十勝中部 2 地区負担金で 5, 0 2 5 万 3, 0 0 0 円を。

次ページ、同じく、中札内村常盤西 2 線地区負担金 2, 1 5 6 万 7, 0 0 0 円を。

担い手畑総事業負担金として 2, 4 4 3 万 6, 0 0 0 円を支出しております。

また、札内川かんがい施設維持管理協議会負担金として 6 6 8 万 6, 0 0 0 円。

農地・水・保全管理支払負担金共同活動支援に 1, 2 2 6 万 9, 0 0 0 円を支出しております。

なお、その下にあります予備費からの充当等になっているものにつきましては、土地改良事業負担金の減額の誤りのため、予備費から充当しております。

続きまして、8 款土木費の決算概要を説明いたします。

1 7 7 ページになります。

公園管理費で、次ページ、1 7 8 ページの公園管理委託料で 8 4 2 万 2, 0 0 0 円を支出し、工事請負費では 2 2 年度の繰越事業で、経済対策事業として工事請負、東公園遊具改修工事、一本山展望タワー改修工事、一本山遊歩道整備工事を行っております。

備品購入費では、草刈機、トラクターの購入を 2 8 4 万 5, 0 0 0 円を支出しております。

続きまして、同ページの下段、道路維持費では、委託料の道路維持委託は、村道のクラック補修を含めて、1, 9 7 3 万 9, 0 0 0 円を。

工事請負費の道路維持補修工事 3 3 2 万 8, 0 0 0 円は、区画線設置工事となっております。

次に、1 8 1 ページをお開きください。

除雪対策費ですが、延べ 9 回の除排雪に出動し、3, 7 8 0 万 6, 0 0 0 円を支出しております。

なお、不用額 7 1 9 万 3, 0 0 0 円は、例年通りの出動を見込み、補正させていただきましたが、出動実績がなかったためによる不用額でございます。

備品購入費では、前倒しを事業で除雪機械、除雪ローダーに 1, 8 5 3 万円を支出しております。

下段の道路改修費では、保育所に伴う鉄道記念通設計委託に 2 7 7 万 2, 0 0 0 円、工事請負費 9, 3 9 4 万 3, 0 0 0 円は、興和、元更別東 4 線道路舗装補修工事。

西戸蔭東戸蔭 4 0 号道路改良舗装工事、元札内 4 8 号道路舗装補修工事、中戸蔭新札内南東 4 線道路改良舗装工事、上札内元更別 5 4 号道路改良舗装工事等を実施しております。

1 8 5 ページをお開きください。

建築総務費では、定住促進補助金 2, 6 4 1 万 7, 0 0 0 円を交付しております。

内訳は、移住促進奨励金 1 0 件、中札内スタイル住宅奨励金は 1 7 件、定住促進奨励金は新規分で 2 1 件、合計で 9 8 件、民間賃貸住宅家賃助成金は 5 7 件となっております。

続いて、1 8 7 ページ、公営住宅建設事業では、工事請負費 1 億 4, 6 2 0 万 2, 0 0 0 円には、ときわ野団地 1 棟 8 戸の建設と、札内団地 3 棟 1 2 戸、上札内団地 3 棟 6 戸の解体工事を実施しております。

1 8 9 ページをお開きください。

営農用水道費、工事請負費は、3, 2 0 7 万 7, 0 0 0 円の内訳は、中島地区水道施設

機器更新工事に2,719万5,000円、高規格道路水道移設布設工事に488万2,000円となっております。

なお、営農用水道の1立方メートル当たりの給水原価は72円47銭で、供給単価が136円25銭となっており、供給単価が給水原価を63円25銭上回っています。

以上で、概略の説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは、これから、6款農林業費、7款商工観光費、8款土木費についての質問を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） それでは、170ページの商工振興費の中での171ページに、空き店舗活用実験事業補助金として200万円の支出があります。

これは、空き店舗を利用して、交流の場として活用していくために、商工会がその事業をやるための店舗改修だったというように思っておりまして、その活用実態ですね。そういったものについて、お聞きしたいのですけれども。

たぶん、改修して、改修したすぐくらいかな、ちょっと時間をおいてでしたけれども、やはり活用の場として、食事の提供ですとか、農産物の販売、加工品の販売などをしておりましてけれども、冬場に近くなったところに、その活動も止めました。

そのあと、また、何らかの方法で活動がされるのかなと思っておりましてけれども、未だに一向にあそこの場所が活用されていないという状況がありますので、そのことについてなぜ利用されていないのかということをお聞きいたします。

その次に、173ページで、観光費の中での、今年はバンガローの建設ですとか、札内川園地改修工事など、いろいろ行ったという内容をご説明いただきましたけれども、このバンガロー建設にあたっては、ツリー型の5棟、ハウス型3棟にしたということ、また、既存のバンガロー棟の改修もされたということで、活用に幅を持たすというか、利用が拡大できるような工夫をして、このいろいろ工事をなさったというようなことですが、この改修をして、その後、年数があまり経っておりませんので、利用効果がどれだけ上がったかということは、まだ把握できていない部分がありますけれども、こういった観光のPRをしたのか、また、利用者の声など、改修をしたので、そのような声がありましたらお伺いしたいということ。

それと後、次の、植樹用材料費ということで、44万1,000円があります。この植樹の内容については、たぶん予算の中では、紅葉の木を植えるということで、事業を進めてきましたし、実際のその事業の状態を私も見ましたけれども、あそこで植えた植樹の木が、結構枯れている状況にあります。

それは、たまたま去年は、マイマイガ、カシワマイマイガなどが発生したので、その影響もあって、この苗木を植えた苗に被害があったのが原因の一つかもしれませんが、あそこの木が枯れているというのは、他に原因があるように、私は感じておりますけれども。その私の感じるところでは、あそこの植えた場所が、大きな木の陰になる場所ということが、枯れる原因にもなっているのではないかと私は思っておりますけれども。

その、枯れる原因について、どのような判断をしたのか。ということですね。

それと、あともう一つ、175ページにいきまして、道の駅関連施設等管理費の中で、展示室の写真パネルの製作委託ということで、7万8,750円があります。

このパネルの製作にあたっては、予算では、結構この10倍くらいあったかと思うので、

その予算のときに、もう少し安く仕上がらないのかという意見があったかと思います。その意見の中で、工夫がされたかと思います。その工夫して、この金額が安く収まったのだと思いますので、どういった工夫をして、この金額になったのか。

そういった点について、お願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 空き店舗活用実験事業に対して200万円の助成、昨年いたしました。

商工会におきましては、4月に当該店舗を使った出店を募集しております。

実際、数件の問い合わせがあったところなのですが、具体的に、その店舗で提供するメニュー、営業時間などによって、所有者との調整がつかず、借用を希望する側が断念した経過が一度あります。

その後、再度、商工会といたしましては、公募をいたしておりまして、現在、実験事業を行った形で営業を続けるところを探している状況であります。

村といたしましても、補助金を投入していますので、早期活用を望んでおりますので、引き続き、事業主体である商工会に対して連携を図りながら、店舗の有効活用が実現できるようやっていきたいと考えております。

続きまして、バンガローの関係ですが、実際、バンガローの建設につきましては、キャビン5棟の撤去及びバンガロー3棟の建築につきましては、実際、夏を終わって秋から行いました。

実際の稼働率は、今年からになっているのですが、やはり5棟から3棟にした影響で、稼働率は、これまでよりも上がっております。

あと、利用者の声は直接アンケート等は調査してないのですが、今までよりも広いですし、大家族向けに有効に利用できていると感じております。

続きまして、紅葉、44万1,000円につきましては、紅葉の購入費です。

実際、昨年春、5月に植樹いたしまして、その後、私どもも枯れないような形で、冬には鹿が寄らないような対策及び雪倒れにならないような対策をしておりまして、今現在、私どもは、総て活着していると理解しています。

ただ、枝とか、先ほどおっしゃったように、マイマイガの影響によって、一部枯れてる点があるかと思いますが、木自体は枯れていると認識はしておりません。

道の駅の展示室については、高島補佐の方から説明いたします。

○議長（高橋和雄君） 高島産業課課長補佐。

○産業課課長補佐（高島啓至君） まず、1点目の空き店舗の方で、若干、説明不足な点があったので追加させていただきます。

利用実態ということで、お聞きになられていたかと思いますが、実験期間8月5日から今年の1月末までということで、来客数は2,277名。曜日を限定しての営業でしたので、それぞれ、金曜日が752人、土曜日が809人、日曜日が716人ということで報告を受けてございます。

最後に、四つ目のご質問ですが、道の駅展示室の写真パネルの製作委託でございますけれども、従来、1枚あたりの単価が2万5,000円という高額で、以前の議会の場でもご指摘あったところです。

こちらのほうを、従来の業者から変更させていただいたのと、あと、パソコン自体でデータをつくって、届けてつくる方だけを委託するという方法に変えさせていただきました。

それで、単価自体が8,000円程度。これで済んで、ちょっと忘れてしまいましたけれども、補正をもって減額して、この金額で仕上げてございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 空き店舗利用についてですけれども、所有者は、今は商工会が所有しているということではないのですか。これは。

○産業課課長補佐（高島啓至君） 違います。

○6番（男澤秋子君） 最初からそうだったのですね。それで、所有者と出店をしたいという人との話しの中で、そういう内容のことでは、出店をしていただきたくないという、所有者の意見が合わなくて、今断念しているということなのですからけれども、あくまでも、商工会というか、あそこの店舗活用については、最初の目的の交流の場ということで、何か農産物を売るですとか、食事を提供するとかということにこだわって、今、所有者との話し合いをされているのかということですね。

それとあと、このことが、交流の場ということで、改造の補助を出しましたので、この交流の場ということが、しっかりとこれからも継続されていくような方法が必要ではないかと思しますので、村としてもこのことについては、しっかりと交流の場の活用ということになっているかどうかということ、確認しながら進めていただきたいと思いますけれども。

そういう点について、何かご意見があるのでしたらお願いします。

それと、あと、次の札内川園地のバンガローの利用などについてですけども、今言われたように、今年、その建設が終わってから、そのシーズンが終わった後だったということで、利用状況は今年の状況を教えてくださいましたけれども、やはり改善がされたということで、上がったというような内容を伺ったのですけれども、利用者の声も良かったということでしたけれども、あそこには熊が出没しやすいということで、熊に対する対策ですとか、そこのバンガロー利用したりなんかすると、熊が出てきても何か、少しは安全なのですから、あそこの園地の所には、他に各個人でテントを張ってキャンプを楽しんだりする場所がありますので、そこに対して、この熊の出没に対する注意ですとか、いろいろなことがなされてるのかどうかということを、まずお願いします。

あと、植樹に対しては、村として植えたのは紅葉だけ。

桜も植えていませんか。

私、見ているのは、ある道路沿いに、紅葉か桜かちょっと記憶が定かではないのですが、2カ所に渡って植えています。道路沿いと、それとあと、東側の方に、東側の方の木が生えている下の方に、苗木が植わさっているのですよね。

その木が、私は、多く枯れているように思います。

その木が枯れている原因は、私は、やはり大きな木の下に植えたということの影響が大きいと感じておりますけれども、そのことの見解については、どのようにお考えになっているかということですね。

それとあと、道の駅の展示室のパネルの製作の費用が、すごく安くなったということで、工夫をされたということは、大変結果的には良かったのかなというように思います。

○議長（高橋和雄君） 2点ほど質問がありました。

阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 実験店舗の関係ですけども、まずあそこにつきましては、所

有者は個人でして、商工会が借りて交流の場として、去年実験事業を行っています。

先ほどおっしゃったように、村の方で200万円の改装費等の助成をしておりますので、なるべく交流の拠点となるような形で、引き続き事業展開ができるような事業者を選んでいただきたいと思いますし、商工会に対して、村も連絡を密に取っていききたいと考えております。

次の、札内川園地のキャンプ場の熊に対する対策ですが、昨年は、確かに熊が出た関係で、キャンプ場のキャンセル等数件あったのですが、今年はお陰さまで、今のところそういう情報は、春先以降出ておりません。

もし出た場合につきましても、管理人が常駐しておりますので、管理人がキャンプをしている方、もしくはバンガローに宿泊している方々に、注意喚起を行うような形を取っております。

園地の植樹の件につきましては、観光費で見たのは紅葉50本です。

そして、東側、枯れているのではないかとおっしゃったのが、帯広会の方で植樹した桜の方になります。管理につきましては、産業課のほうで行っているのですが、桜の方も、木自体は枯れているという認識はありません。

ただ、枝の方は若干、枯れてるところがあるかと思うのですが、幹自体は、枯れていないと思います。あと、以降の管理になってくると思うのですが、樹木の陰になって陽当たり悪いようなところにつきましては、枝払い等を行いまして、なるべく陽が当たるような形で木の成長を妨げないよう、または成長を促すような形で、桜の成長もですね、スムーズに行くような形を取っていききたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 空き店舗利用のほうなのですが、所有者が変わったというようなことを聞いたのですが、その所有者が変わったということをご承知かどうか。

そして、この変わった所有者に対して、最初の目的である、交流の場というようなことで、進めてもらうように、きちっとそのことを伝えていて、商工会からそういうような内容が、所有者が変わった人に対して、行われるべきではないかと思えますから、その点について、きっちと今後対応していただきたいと思います。

植樹をした結果、1本も枯れてないということをおっしゃいましたけれども、何となく私としては、枯れている部分もあるのかなと思いますけど。

あと、今年の、今の状況もう一度私も確認したいと思いますけれども、その点についても、もう一度確認して、枯れた分に対しては、何らかの対処をするべきではないかというように思います。

あと、バンガロー利用者の他に対する熊の対策、熊出没に対する対策としては、あそこに管理人がいらっしゃるから、その方を通して注意喚起をするということでしたけれども、私もたまにびよりの食堂に行って、お手伝いをするというときがあるのですが、あそこに釣りをしている人ですとか、そういった人たちが、熊を見かけたよと、いうようなことは、私は聞きました。

それで、たまたま釣りをしている人たちが、そのことを見かけたのですが、それは、熊は見かけても、その熊は移動しますからね、すぐ見えなくなるというようなことがあるかと思えますので、その辺を管理者に伝えたかどうかは分かりませんが、その話は実際に私は、あそこのびよりに居たときに、聞いたことはありますけれども、その報告はな

かったということでございますね。

熊のことについては、熊のことに対してはいいですし、これから、熊というような、恐ろしい動物に対しては、細心の注意を払って、観光で、またはキャンプを楽しんでいる方たちの安全を守るべきと思っております。

○議長（高橋和雄君） 熊の関係は、ご意見としてお聞きしたいと思います。

店舗の所有者、変わったことは認識しているかどうか。

どうでしょうか。

阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 空き店舗の所有者の変更につきましては、正式に、産業課のほうに、商工会の方から話しは来ておりません。今のところ。

○議長（高橋和雄君） ということです。

○産業課長（阿部雅行君） あと、意見で伺った、園地の木の関係です。

私ども再度注意して確認して、もし、枯れている状況であれば、それ以上酷くならないような形で行っていきたいと思います。

あと、熊についても、ちょっと聞いてはいなかったのですが、常時そのようなことがあれば、やはり周知するような形、掲示板もありますので、そのような形でやっていきたいと思います。

あと、キャンパーなどのマナーですね。ゴミなどを置かないような形も徹底していききたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 153ページの農業委員会の話ですけども。

農業委員会13人に対して、502万1,000円の報酬なのですけども、農業員会の実態としては、もの凄く出ることが多いのですよね。

月に1回総会という形の中でやってることと、緊急とか土地の出たときっていうのは、ものすごく出ることが多いのですけども。一般質問にもあるのだけど、何でもかんでも下げればいいという話ではないのだけど、農業委員の報酬っていうのは、これ1人50万円ないですよ。年間出ることにおいて。

この報酬を、他の町村もだいたいこういう傾向にはあるのですけども、中札内村として、人の所有するものを管理していただきながら、いろいろと心配していただいているのですけども。

今後、こういう報酬っていうのは、上げる見込みがあるのかなのか。

できれば、農業委員会に、農業委員に、なかなか出る人もいないのだけど、地区代表といいながら、無理して出ている人もたくさんいるけども、それは金で解決するという事ではないのですけども、報酬っていうのは、今後、こういう形の中で、進んでいくのか。前向きに考えながら、上げていただけるのか。

それと、この下に、交際費4万3,505円あるのですけども、この交際費っていうのは、全額使われているのですかね。なかなか、こういう金ってのは、使う道がなかなか無いようにも聞いておりますけども。

その2点について、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 農業委員会委員の報酬についてですけども、確かに農業委員会委員につきましては、月1回の総会のほかに、研修会などが、そのほかに出役に出てこない日常活動、農地の現地確認ですとか、遊休地現地調査、そのほか、年金の活動など他の委員に比べまして、活動が多いのが実態です。

報酬につきましては、村の中で農業委員ほか、議会議員も入りますし、教育委員も入ります報酬等審議会委員の中で、全体として話してきておりますので、現在は、この報酬額が適当であると認識しているところではありますが、管内的な状況でいきますと、中札内村につきましては、下位の方の額になってございます。

続きまして、交際費につきましては、平成23年度は、4万3,000円使っております。主に、慶弔費等に使っております、予算に対して全額は使っておりません。

○議長（高橋和雄君） 7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今、課長が言われたように、下の方だっていうのは認識しているのだと思うんですけども、もう一度、見直したらいかがですかね。

最低、聞く中において言うように、総会があつて、土地斡旋がいたり、現地調査したりっていう、出る回数なものすごく多いのですね。

この辺、下げれば下げると言う人もいるけども、上げるべきところは上げていく形の中でやってくれないと。

先ほども言うように、地区から選ばれて、どうしても出なくてはいけない状況の中の人っていうのは、結構いるのですよ。これは、好んで出る人なんてまずいないと思うのですけども。

まず、人の財産を預かってることなのですよ。そういう責任のある人間が、人たちが、こんな少ない報酬の中でやっていくというのは、とても我々見ていて大変だなと思うのですよ。

どうですかね、村長。もう1回、そういうことで、審議委員はいるのだろうけども、村提案として、上げるべきところは上げていただくという形を提案してはいかがですかね。

審議委員っていうのは、出された問題に対して、審議はしてくれます。

けども、根拠の無い審議というものもあると思うのですよ。

今までは、以前もありましたけども、議員報酬も下げると、審議委員にも掛けたこともありますけども、これは別だと思うのですよ。

これを少し、もう1回、1年掛かってでもいいですけども、見直していただくという形のなかで、なんとか前向きに考えていただきたいと思うのですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

田村村長。

○村長（田村光義君） 農業委員さんばかりでなくて、ほかの、ちょっと横に行きますけども、例えば、消防団員さんの、そういったボランティアの要素が多いところで声が出ています。

ちょっと遡りますと、自律の推進プラン含めて、十勝管内というか、全国的にこの報酬っていうのは、下げ競争という言い方がいいのかどうか分かりませんが、そんな中で決めたままということで、時代の変化とともに、例えば、農業委員会さんでしたら、責任も重くなったとか、いろんな要素があつて、その見直してっていうのは、実は、どの委員さんもやってないというのが実態なものですから、きっかけがあれば、その検討をすべきだなと

というのは、日ごろずっと思っていました。

今、農業委員会さんの上げるとか、下げるとか、どの委員さんをとというのは整理していませんけども、そういう時期にきているのかなということを思いますし、特に、こういった情勢で、農地の方に携わる方の見えない部分というのが、うちだけでなく、この評価で良いのかということも、つぶさに出して住民の方に聞いてもらわなければ、なかなかそこだけどうなのだということ、こんなこともあるものですから、少し全体をみるということは、それぞれ時間が掛かるかもしれませんが、一つの課題であるということでは、そんなことで、プランを立てましてからも相当なりますので、本当に、これは言い換えますと、議員さんの報酬も含めて、全体的なそういったことをやる時期という認識で捉えるだけ、今この問題ではなくて、そういった時期に掛かってるということで、何らかのアクションを起したいなというふうに、今ご意見を聞いて思っていましたので、少し、その辺の整理、どういう形でやるべきか、村がボンと出すっていうこういう時代ではないということも含めて、ちょっと検討時間をいただきたいなと、こんなふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 今、村長の方から、前向きな意見を聞いたのですけども、過去の中において、何でも下げれという時代があったと思うのですよ。下げれば良いっていう話でもないので、やっぱり上げるとこは上げてあげなくちゃいけないっていう気がします。

何とか、農業委員さんというのは、先ほども言うけれども、希望で出ているわけでないし、部落から選ばれた人間が、駄目だっていう話にもならないので、かなり無理して出ている部分もあるので、これを報酬を上げたからといって、倍にすれという話になるのかっていったら、そこまではいかないと思うのですけども、何とか、こういう人の財産を預かって頑張っていたら、それなりの報酬をあげていただくっていう前向きな姿勢の中で、考えていって欲しいなと、そういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見ということで、お聞きしておきたいと思います。

そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 2点について、ちょっと伺いたいと思います。

185ページです。定住促進補助金2,600万円ということで出しておりますが、その内訳については、課長の方から説明があったり、18ページにも載っているわけですが。

そういった、定住促進奨励金、勤労者民間賃貸住宅家賃、若者世代特別奨励金、中札内スタイル推進奨励金という、4種類の定住対策があるわけですが。

その種類ごとに、本村職員が受けている件数について、もし出しているのであれば、伺いたいというふうに思います。

あと、187ページですが、下の方に不用額101万2,924円ということで、水道管理費の需用費が不用額として載っております。

予算が503万8,000円で、そのうち101万2,000円ということで、約20パーセントからの不用額が出ているわけですが、なぜこのような額が不用となったのか、伺いたいというふうに思います。

その2点、よろしくお願いします。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） それでは、定住促進条例補助金に対する本村職員の補助件数といっておりますけども、現在ちょっと出しておりませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

それと、187ページの中島浄水場管理費の需用費の100万円等の不用額についてですけども、中島浄水場の改修に伴って、暖房設備と灯油から電気ストーブに変えております。その部分の灯油費の残及び電気の掛かる部分の契約変更等による光熱費等の減額というふうになっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 不用額の理由は分かりました。

3月補正もあったのですが、そこでの減額というのはどうであったのか。

その点、1点、伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 冬期期間ということで、暖房費等にかかる部分を、この中で把握、初めということで、把握し切れませんので、この分については、3月補正では減額していなかったということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） その辺分かるのですが、3月補正ということで、残り1カ月ぐらいの間に、そういう変更もわかるのですが、あまりにも、当初予算から20パーセントということで、私が言いたいのは、もうちょっと3月補正で整理をすべき事項ではなかったのかなというふう思っていますので、今後、そういう多額というのですかね、2割も食い違うようなないようなことでの補正対応もしてほしいものだなということをお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として。

いいですか。

長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 申しわけありませんでした。

もう一つ言い忘れておりました。

修繕費等、これについては、配管等の凍結対策等に修繕費をみております。

その中で、営農用水に対する修繕費等もそれほど無かったということで、合わせてこの金額ということになっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 185ページの村営住宅管理費にあたるのかなと思うのですけども、公営住宅なんかの耐震化の状況はどうなっているのかなと。

それで、耐震基準に満たないのが仮にあったとすれば、そこに対する今後の対策をどのように考えているのかということと、同様の質問として、上水道や下水道の施設ですよね。タンクだとか水道管、下水管。こちらの方の耐震化の状況、そして耐震化促進に向けた今後の取組み、何か考えているのかお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 公営住宅の耐震化ということです。

公営住宅５８年以降に建てられているものにつきましては、耐震化等の対象の住宅で建設をされています。それ以前の古いものにつきましては、木造住宅がほぼでございまして、耐震化等のチェックもしております。目視等。

それに伴いまして、今年度、策定予定の長寿命化計画の中で、改修も含めた形で、その中で計画でもっていききたいというふうに思っております。

下水道施設につきましては、耐震化の施設ということになっております。

浄水場、中島浄水場につきましては、古い浄水場ある程度なっております。

そのために、今後も基金を積みながら、今後の施設改修にもあわせた中で、そのような準備もしていきたいというふうに現在思っているところでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

６番男澤議員。

○６番（男澤秋子君） 関連で、今、公営住宅だけの耐震のことについて、佐藤議員からご質問があったかと思えますけれども、私は、民間の耐震診断ということも、村としては行う予定があったのかなと思えますけれども、この、民間の住宅に対しての要望があったのかどうか。

また、耐震の診断をした結果、例えば、耐震度が低いので改善をした方がいいということになれば、改善をするかと思えますけれども、改善するまでには費用が掛かるので、そこまでは控えるけれども、自分の家が耐震に対して、地震に対して不安だということであれば、やはり地震があったときには、どういう行動を取らなければならないかという判断につながっていくのかなと思うので、そういったことでは、やはり古い住宅においても耐震をしてもらうということが村としては必要でないかというように考えておりますけれども。

そういった点について伺います。

○議長（高橋和雄君） 民間の住宅ですね。

長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 民間住宅の耐震診断等についてでございますけれども、予算の中では耐震診断については、１件ですけれども見させていただいております。

住民の方からの耐震診断についての問い合わせなり、そういうものについては、今のところ、ずっとこの間、予算をみてきておりますけれども、１件もない状況でございます。

耐震診断した後に、住宅の改修となりますと、古い住宅でありますと、１，０００万円から、それぐらいの何百万円という高額な費用が必要となっております。

そういう面につきましても、皆さん、耐震診断して改修するなら、新しい住宅にというような考えが多いところで、現実ではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ご質問。

４番笠松議員。

○４番（笠松直君） 道路維持費に関してなのですが、単なる日常的な道路維持を越えた改修とか、場合によっては、付け替えというようなものが、これからどんどん出てくるのではないかと。

ちょうどその、高度経済成長時代につくったものが、そろそろ耐用年数がくる。

国道や道道に架かる橋もどんどん付替えていますね。

これについて、村は何か、どういうふうを考えておられるか。

まずお聞きします。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 通常の道路維持につきましては、砂利道等の砂利敷きだとか、道路上の雑木だとか、処理だとか、簡易な穴ぼこの修理だとか、そういうものを道路維持ということで管理をしてきております。

今言われている、道路の改修等なり橋の修繕等につきましては、道路改修費ということで、これまででもご説明しているとおり、道路をチェック点検していく中で、改修計画を順次立てて、総合計画に合わせながら、ローリングの中で今後も計画的にやっていくというふうに考えているところでございます。

橋につきましても、2年前に橋の、橋梁の長寿命化計画というものを策定しております。

それに合わせて、今年度、これからですけども、橋の、早急に修繕する部分とか、そういう中で出てるものにつきまして、今年度の予算の中で、来年の改修について、調査、設計というふうに、今回みておるところでございます。

その次につきましては、長寿命化計画にのりながら、順次、修繕等を計画していくというふうにいつているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 4 番笠松議員。

○4 番（笠松直君） ちょっと、僕、不勉強でした。

それで、一つ、村道に架かっている橋ってありますね。

小さいのだけでも。

このガードレールとか無い。

僕、全部見て歩いたわけじゃないのですけども。

改修とか付替えとか計画を立てるときに、そういうガードレールとか、そういうようなものも念頭に置く考えがあるのかどうか。

○議長（高橋和雄君） 長澤施設課長。

○施設課長（長澤則明君） 計画の中では、橋にかかわる橋脚部分のクラックだとか、伸縮部分だとか、そういうものをチェックしながら、そういうところの改修というふうになっております。

ガードレール等の付いていない橋については、付けるとかそういうものの計画は、この計画の中ではございません。

○議長（高橋和雄君） 無い。

よろしいですか。いいですか。

そのほか、ご質問。

7 番北嶋議員。

○7 番（北嶋信昭君） 179 ページの一本山展望タワー改修ですけども、それと道路を含めて。

古くなったから、多分、この一本タワー改修したのだらうと思うのですけども。

村として、これ観光という形の中で、どうなのですかね。これ、調べたことがあるのかないのか、一本山の利用とか。そういうものがね、あるのか。

あの上、上がったことが無いので、危ないので上がったことが無いのですけども。見晴しはかなり良いとこなのですよ。いろんな人に知られることによって、村の良いところ

があると、そういうことはあると思うのですけども。中札内村をアピールするために、2,600万円ぐらいですか。せっかく掛けたのですからね。この効果っていうのは現れるような形の中のPRしたり、観光マップには少し載ってるのかな。載ってると思いますけども、もっともっと、利用していただかないと。

これだけの金掛けて、利用も無いわっていう形の中では、ちょっとどうなのかなということなのですけども、この辺をいかなものでしょう。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

阿部産業課長。

○産業課長（阿部雅行君） 一本山の観光の面からの観点ですけども、一本山としては隠れた中札内村の名所とっております。あそこを広く知らしめるような、私ども取組みとして、やはり観光パンフの掲載、そのほかに、今年はスタンプラリーの設置箇所として、一本山展望台、ピョウタンの滝、札内川ダム、道の駅と、主要の村の観光拠点をスタンプラリーの拠点地といたしましたので、なるべく知らない人たちに対しても、そういった所へ行ってもらえるような展開をしております。

ちなみに、今年、スタンプラリー8月末で終了したのですけども、約370件の応募がありまして、予想していた数字よりも多く感じまして、一本山展望台につきましても、ある程度周知できたかなと思っております。

また、今後もしろんな機会があれば、あそこをなにか、広く知らしめるような形のことをやってきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

7番北嶋議員。

○7番（北嶋信昭君） 大変良い話を聞いたのですけども、ぜひ、ああいう所、中札内村の観光として、中札内を一望、あの上に上がると一望できるぐらいの素晴らしい景色なのですよね。

だから、これだけの金を掛けて、ただ壊れたからつくった、道路が悪いからつくったということじゃなくて、中札内の一つの観光の名所としても、前向きにアピールしていくって形を、ぜひやっていただきたいと思います。

そうでないと、これだけの金かけているのだったら、一般の人に言ったら、うちの道路を悪いから直せみたいなことになってしまうので。そういうことではないはずですからね。

何とかそういうことで、今スタンプラリーっていうのは本当に素晴らしいことを考えたなという気がします。

そんなことで、ぜひ、せっかくつくったものですから、中札内を一望できることだし、大いに宣伝しながら利用していただきたいと思います。

そんなことで、努力してください。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

ただ、危なくないです。

そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 181ページの道路改修の関係ですけども、私も、去年の6月ですか、道路整備ということで、一般質問をさせていただきました。

住民からの多くの意見があってということで、私も言わささせていただきました。

その後、同僚議員も1、2の発言があったり、また今回も出ているということで、今思

い出しますと、担当課では全部見て順位化をしてということでよく分かってます。

最後、予算を幾らにするのかということで、順次決まって、延長が決まり、対応していることだなと思ってます。

そこで、23年度もここをみますと、道路改良9,300何十万円、いわゆる、9,400万円くらいお金掛けているのですが、ちょっと振り返ってみると、やはり総額の、今の道路事情からすると、もう少しお金を予算をつけないと、なかなか住民要望に応えられないのかなという時期に来ているというふうに私は判断をいたします。

よりまして、そういう今までの積上げを理解する中で、ぜひ、25年度予算編成、秋始まるのですかね。そんなことも含めて、実態見ながら、あるいは意見も踏まえて、ぜひ、積極的な予算組みをお願いをしたいということであります。

その辺について、何か一言あれば村長の意見等もお聞きを願いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） いいですか。

要望ということで聞いておきたいと思います。

そのほか。

ちょっとお諮りをしたいと思います。

1時間過ぎましたので、一服をしますか。

それとも、このまま続けて、若干早めに終わりますか。

どちらがよろしいでしょう。

一服します。

それでは、30分までですね。

10分もあればいいと思います。

30分まで休憩をしたいと思います。

そういうことで、休憩させてください。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時30分

○議長（高橋和雄君） 揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

答弁漏れがあるそうですので、長澤施設課長の方からお願いします。

○施設課長（長澤則明君） それでは、黒田議員から質問をいただいた、定住促進条例の村職員の補助人数でございます。

23年度につきましては、中札内スタイルで職員1名補助をしております。

あと、定住促進条例につきましては11名。

これにつきましては、22年度以降の住宅建設取得者等の村職員は、この助成については、辞退ということで受けておりません。それ以前の21年度までに、住宅建設した者に対する補助が11名ということになっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

それでは、6款農林業費、7款商工観光費、8款土木費に関して、ご質問をいただきましたと思います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、次進んでよろしいですか。

それでは、質問がないようですので、次に進みたいと思います。

次に、9款消防費、188ページから190ページまでの質問をいただきたいと思います。

まず、最初に概略説明を、高桑総務課長お願いします。

○総務課長（高桑浩君） 9款消防費の決算概要について、ご説明申し上げます。

189ページをお開きください。

南十勝消防事務組合負担金は、1億3,659万6,000円を負担しております。

次に、191ページ、備考欄上段の防災会議費で、需用費が93万8,000円余り、備品購入費が32万3,000円余り支出しておりますが、災害に備え、防災備蓄品及び備品を購入したものでございます。

以上で、消防費の概要説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 消防費の関係で、ご質問をいただきたいと思います。

ございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 需用費の中で、備品購入ということがありましたけれども、確か、この備品の購入の内容については、いつか説明があったかなと思いますけれども、再度、その内容を、こういったものを購入したかということをお聞かせ下さい。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 需用費の中では、まず、アルミパットの毛布ですね。

毛布が100枚。1枚ずつアルミに梱包されているものでございます。

それから、消耗品関係では、災害用のトイレ処理セットが100袋入の3箱。

紙おむつの大人用が18枚入りのものが10です。

乳児用が90枚入りのものが、10です。

食料品関係ですけども、アルファ米といいまして、調理済みの乾燥米ですけども、3種類あわせて500食。

それから、保存用のパンが、これは缶詰ですけども96缶。

同じく保存用のクラッカーが144袋ですね。

そのほか、コードリールですとかを購入しております。

ごめんなさい。アルミマットです。アルミマットが60枚です。

備品の中では、担架が2組、それからチェーンソーが2台。

日赤の助成金を受けまして、石油ストーブ5台を購入しております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） いろいろ、今回の東日本の大震災で、こういったものが必要だったということがあったので、それに合わせて、おむつですとかトイレ、簡易トイレなどがここの備品の中で加わったということでは、そのことについては、私も異論はありませんけれども。

ただ、アルミの毛布っていうのは、アルミ箔みたいに、ああいうような感じのもので、何かそれを利用することによって保温効果が高いとか、そういう内容の毛布なのでしょうか。

それとあと、ストーブ5台というのは、これは、どういう内容のストーブなのか。例えば、電気使わなければ動かないのか、それとも電気を使わなくても動くストーブなのか。

その内容を、もう一度確認させてください。

○議長（高橋和雄君） 高桑総務課長。

○総務課長（高桑浩君） 毛布につきましては、保管中に湿気を含まないように、アルミでバックしたというもので、使う時に保温になるというものではございません。

長期保存しても、毛布自体の変質ですとか、湿気を取り込まないという、そのためのバックです。

石油ストーブについては、電気を必要としないポット式というのでしょうか、煙突の要らない、灯油を入れて着火して、どこでも使えるということですね。電気も使わない。そういうものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、消防費についてご質問いただきたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、消防費については。

そうですか。それでは、明日に。

ちょっと、お諮りをさせていただきます。

教育委員会の関係につきましては、明日にした方がいいのではないのかなと感じておりますので、そうなりますと、これで今日の審議は終了させていただきたいと思いますが。

そういうことで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、次回は明日１２日午前１０時から再開したいと思いますので、このことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

本日の審議はこれまでとし、次回は１２日午前１０時から再開をすることに決定をいたしました。

これで延会いたします。

延会 午後 ４時３７分